

## 平成13年6月15日(金曜日)第2回定例会

## 出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

## 欠席議員(0名)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安倉正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会 事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員 事務局長
真木憲一	農業委員会 事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第3号

第2回定例会

平成13年6月15日(金)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

” 2 議第52号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)

” 3 議第53号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について

” 4 議案第3号 寒河江市介護保険条例の一部改正について

” 5 議案説明

” 6 質疑

” 7 委員会付託

散 会

平成13年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

## 一般質問

佐藤 清議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

## 一般質問通告書

平成13年6月15日(金)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
6	農業振興策について	国境措置における寒河江型農業の 確立について	11番 高橋 勝文	市 長
7	学校給食について	学校給食用物資の納入に係る地元 農産物利用と地元調達について		教育委員長
8	行政一般について	小泉政権が掲げる道路特定財源の 使途見直しについて	18番 内藤 明	市 長
9	医療行政について	土地開発公社の諸問題について		市 長
10	教育行政について	再び医療情報の開示について 「新しい歴史教科書をつくる会」 の主導で編集され、検定に合格し た(扶桑社版)中学校歴史・公民 教科書について 再び教育情報の開示について		教育委員長
11	市政全般について	委員会・審議会の改善について 個人情報保護条例の早期制定につ いて 土壤汚染浄化対策のあり方につ いて 住宅政策について	17番 川越 孝男	市 長

## 高橋勝文議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 6 番、7 番について、11 番高橋勝文議員。

〔11 番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 おはようございます。

通告に従いまして、以下質問をいたしますので、市長並びに教育委員長の前向きのお返事をまずもってお願いいたします。

まず最初に、通告番号 6 番、農業振興策、国境措置における寒河江型農業の確立につきまして、質問をいたします。

ある産品を外国に輸出する場合に設定されている輸出入に関する条件のことを市場アクセスといいますが、輸入する側からすれば、市場アクセスは国境措置であります。しかしながら、ウルグアイラウンド交渉後は、輸入数量制限などの非関税措置は原則として関税に置きかえられ、その関税水準も引き下げが条件となって関税化も国際価格と国内価格の差、内外価格差を基準として設定されることになりました。

国内総生産は、1990 年から 1997 年まで、439 兆円から 505 兆円と、15%増加しております。しかしながら、農業総生産は 7 兆 7,000 億円から 6 兆円へと、22%も減少しておるのが実態であります。他方、農業予算は 1990 年、2 兆 5,000 億円から 2 兆 9,000 億円と増加をしております。これらを見ましても、農地や農業の生産基盤を財政により、いかに立派に整備しましても、農業の活力低下は一向におさまる心配がありません。活用されなくなっているのが実態であります。

これらの要因は、消費者のニーズの変化もありますが、最も大きな要因・主因は、内外価格差による輸入品目、輸入数量の増大によるものと判断をいたしております。

当寒河江市では、かねてから寒河江型の農業振興、施設園芸と観光農業、そして複合経営、さらには作目によっては土地利用型の農業と、消費者ニーズを見据え、コスト低減を図りながら、特産品の適地、適産なるものを拡大し、経営者としての自覚を高揚させ、農地の流動化などにも積極的に取り組んでまいりましたが、農業粗生産額、さらには就農構成を見る限りにおきましては、まだまだの感じがいたします。

それらの要因を私なりに考えてみますと、第 1 に、輸入農畜産物の増大及び日本経済低迷による農畜産物の価格低迷、2 番目省力化・高品質生産・環境保全及び安全性のある農畜産物生産のための生産費の増大、3 番目、年 1 回から 2 回の収穫のために、資本投資の回収に期間が非常にかかる、4 番目、土地利用型の農業経営規模におきましては、輸出国との格差が余りにもあり過ぎる、そして 5 番目が、物価の水準に開きがある、この 5 点だと思っております。

これら諸課題を解決しなければ、自給率の向上も、農業の持続的発展も期待されることはあり得ないと思っております。

平成 12 年度より、農業の国際的ルールにかんがみ、価格政策から方向転換し、所得政策を集落営農とセットした形で取り組まれました中山間地直接支払制度につきましては、健全な農業・農村を維持することにより、都市住民、消費者、食品産業を含めた国民全体に対し、安全な食糧・農産物を供給するとともに、国土保全や水資源の涵養など、農業・農村の持つ多面的機能を十分に発揮することに貢献するもので、国民全体から理解は得られておると、このように信じておりますが、日本農業全体から見ると、それで日本の農業が自立できるのかということ、全くもってそうではないということでもあります。

私は、中山間地の直接支払制度をもっと幅広い視点で実施すべきであって、中でも認定農業者として、体いっぱいに汗を流しておる人々に対しまして、実質的に経営が持続可能な所得政策を地方分権の時代と言われる今日、市独自の事業として、寒河江型農業を確立するために取り組んでいく必要が、緊急の課題だと思ってお

ります。市長の見解をお聞きいたします。

次に、通告ナンバー 7 番、学校給食用物資の納入に係る地元農産物利用と地元調達についてお伺いを、教育委員長にお尋ねいたします。

学校給食の始まりは、山形県鶴岡市、当時は鶴岡町でありました。明治 22 年であります。戦後は、困難な食糧事情のもとで、経済的困窮と食糧不足から児童・生徒を救うための措置として、アメリカなどから脱脂粉乳等の援助物資を受けて再開されました。その後、学校給食の意義に対する理解が深まって、昭和 29 年、学校給食法が制定され、逐年普及の充実が図られてまいりました。平成 9 年、全国の実態では、児童・生徒数で、小学校では 99.4%の実施率となっております。

学校給食にかかわる経費につきましては、学校教育法で、人件費、施設、設備費は、設置者が負担し、食材料費は保護者が負担するというようになっております。

学校給食の重要性は、特に心身ともに成長発達の途上にある児童・生徒にとって、栄養のバランスのとれた食事を一日に三回、きちりと合理的に栄養を摂取することは、健康な生活を送る上での基本となるものであって、役割は栄養バランスのとれた豊かな学校給食、望ましい食習慣を形成する学校給食、人間関係を豊かにする学校給食、多様な教育効果のある学校給食と幅が広く、学校の教育活動における給食指導も、教育課程における給食指導、健康教育の一環としての給食指導など、多岐にわたるものとなっております。

このごろは、学校栄養職員も、学級担任などと協力し合いながら、栄養や健康に関する個別指導を行うことが求められ、実践しておる学校もあるようであります。

昨年まで文経の委員会の方に所属しておりました。学校訪問の際に、学校食堂や調理室を見て回りまして、整理整頓されている状況に感心したものであります。さらに、献立表を見ますと、おいしそうな料理で、日々変わった献立、また季節感やら郷土性を加味したものであって、自分たちがコッペパンにミルク、脱脂粉乳の時代とは、相当さま変わりしたと、世界じゅうの料理がすべて食することができるものと感激したものであります。

昭和 50 年の後半だったと思いますが、初めて学校給食物資としてサクランボを寒河江市立南部小学校に納入したことや、昭和 63 年以降 10 年間、農協職員として教育委員会に地元農産物の利用を拡大してほしいということで、品目、そして納入可能時期、予定価格などを記載した書面を提出したことや、さらに自分の子供が小学校に入っていたころ、きょうはブドウのスチューベンが学校給食で出ますよと、サクランボがきょう出ますよというなどと、私は自分の子供に誇らしげに語ったことなどを思い浮かべました。

年に各校で 1 回は、納入物資業者の会議がありまして、食材納入業者の衛生管理、納品の方法、食材の選定、検収などについて話し合いが持たれまして、それにも毎年出席し、納入業者としての責任の重さを感じさせられました。

学校によっては、トマト 4 個の注文でも、担当者に運搬させた記憶があります。小規模ですと、トマト 4 個の注文もあったということでもあります。栽培管理も圃場もわかっておりましたので、新鮮で安全であることに、自信と誇りを持って、学校給食のためならばと、理屈抜きで、安全でさらに規格のそろったものを納入した記憶があります。

ところが最近になって、昔納入業者の会議に出席しておった小売店の店主の話を聞きますと、学校給食用としてのオーダーが、めっきり減少したと、このような話を聞くことが、たまたまあります。

私は、学校給食にこそ、可能な限り地元でとれた新鮮な食材、安全性のある食材を活用し、そして、地元の小売店舗などから主体的に購入することこそ、学校給食の意義があるものと信じております。地元で収穫された食材の利用や、市内の小売店舗などから購入することは、地域と学校との結びつき、連携が深まって、学校に対する関心度、これらも高揚するものであって、さらに小売店舗の活性化にもつながると思っております。教育委員長の御所見をお伺いいたします。

あわせて、学校給食における物資のうち、副食部門における地元調達の割合につきましても、お尋ねをいたします。

以上で、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 農業振興策について、答弁申し上げます。

全国的に見まして、輸入農産物の増大によるところの農産物価格の低下やら、あるいは米の生産調整の拡大など、農業をめぐるところの情勢というものは、大変厳しくなっていると思います。中でも、新規就農者の伸び悩みや、農業従事者の高齢化などによる担い手不足が顕著でございます、現在は農業における最大のこれらが課題となっております。

今後、いかにして担い手を確保していくか、またそのための施策をどのようにしていくか、そして、担い手の経営をいかに保障していくか、こうした新たな制度が求められてこようと思っております。

そういう中で、国におきましては、抜本的な対策を講じるというような考え方から、従来のようなだれでも支援の対象となる一律的な農政というものを改めまして、意欲と能力のある経営体に支援を集中するというような、言うならばセーフティーネットというようなことを、経営政策大綱ということで、ことしの夏をめどに取りまとめるようにしておるわけでございます。

この大綱を見てもみますと、担い手の農業経営所得安定対策が主となるものでございまして、農産物価格の下落による農業経営の影響を緩和するなど、安定した農業経営を維持することを目的としております。

この対策の対象となる農家は、規模拡大や経営改善への意欲があり、経営管理能力のある農家で、その内容は、基準となる所得を実際の所得が下回ったときに、その差額の一定割合を補てんする保険方式となるもので、財源は農家や政府が拠出することになるようでございます。

この経営政策は、所得下落の際に補てんする基金への拠出金が必要となり、今検討が進められている国の経済財政諮問会議の経済財政運営方針にこれがどのように位置づけられてくるのか、まだ不透明な状況にあります。

本市におきましては、これまで御指摘のように、さくらんぼやバラなどのブランド農産物を核とした施設園芸農業と観光農業を組み合わせた寒河江型農業を推進してきたところであり、さらに地域農業の確立とか、あるいは認定農業者の育成とか、あるいは農地の集積等々に力を入れてきたわけで、それ相応の効果を上げてきたと思っておりますが、農業を取り巻く厳しい情勢の中で、より多くの農家の農業経営が成り立つように、今後とも努力してまいらなくてはならないと思っております。

今、申し上げました所得政策に対して、市独自の取り組みということで御質問のようでございますが、国においても基本となる大綱づくりに入ったばかりでございますし、この夏取りまとめられる大綱がどのようなものになるか見きわめた上で、寒河江型農業の中にどのように取り入れ、経営の安定化と所得の向上に結びつけていくかなど、勉強させていただきたいと、このように思っております。

私の方からは以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 学校給食、とりわけ食材の調達に関する御質問に関しましてお答えいたします。

学校給食は、教育活動の一環として実施してきているものであり、安全で安心でき、そしておいしい給食を提供することは、学校給食に求められている課題の一つであります。この点におきまして、一般的に地域の農業者が生産し、地元の供給業者が納入した農作物は、収穫から消費までの期間が短く、流通ルートも把握しやすいことから、新鮮で安心という面において、信頼性の高い食材であり、流通の過程で失われる栄養価の減少も少ないといえます。

また、学校給食として児童・生徒たちに提供されるということから、供給業者のみならず生産者にとりましても、生産意欲や消費への関心度の高まりにもつながっている面もあるものと考えております。

さらに、地域の農産物を地元の小売店等から購入することは、それを食べる児童にも、地域の状況に関心を持ち、学び、そして郷土愛をはぐくむきっかけになり得るものと思うところです。

近年、学校給食の食材の注文または販売の金額が減少した商店があるということを目にしたということでございますが、学校給食の食材の確保に際しては、特定の納入業者、小売店のみから供給を受けることは、民間業者間の公正な競争を確保する上からは、すべきものではないと思われ、また不測の事態に備える上で、同じ種類の食材を特定の一つの業者や商店にのみ発注するということは、避けるべきことであると考えております。

そういった点におきまして、現在本市では、野菜に限らず、一つの種類の食材にしても、さきに述べましたことを前提とした上で、特定の小売店にのみ頼ることなく、複数の地元小売店から購入するよう心がけているところであります。

この面からいいますと、個々の商店にとりましては、取扱量が減少していることはあろうかと思われませんが、児童数減少に伴う発注量の減少はあるものの、学校給食の食材総量として購入する量は、減少しているものではないと考えております。

次に、副食部門で、地元業者からどのくらいの割合で購入しているかという御質問にお答えいたします。

学校給食は、年間に 180 日程度実施しております。このため、一定の質の食材料が、価格面においても安定して、かつ継続して確保できる体制が必要不可欠です。学校給食の食材の調達は、山形県教育委員会による学校給食業務要項に基づき、各学校長により、給食関係予算の作成と、給食用物資納入業者の決定が行われております。本市教育委員会としましては、食材納入者の選定に当たっては、各学校において、できるだけ地元の業者で、施設の衛生面や食材の取り扱いが良好で、衛生上も十分信用できる業者を選定するようお願いしているところです。

また、食材の選定に当たっても、不必要な食品添加物が添加された食品、内容や製造関係が明らかでないものなどは使用しないようにするとともに、可能な限りにおいて、新鮮で衛生的な食材、有機無農薬もしくは減農薬によって栽培された安全性の高い食材を購入するよう努めているところであります。

このように、食材の購入は、地元の商店等で確保できるものは、すべて地元の業者から仕入れるようにしているところであり、現在では、すべての生鮮野菜や生の魚肉類、大豆製品を初め、かんきつ類を除く果物については、すべて地元の小売業者と農業協同組合から購入しております。

しかし、その他のフライなどの半加工製品、デザート、業務用調味料、学校給食用に開発された地元農産物の加工品など、地元業者が対応できないものや、価格と食品検査面で対応できない食材については、市外の専門業者や学校給食会から共同購入をしております。

以上のような購入内容となっており、これを購入金額の比率で見れば、地元小売業者やさがえ西村山農業協同組合からの購入は、約 5 割程度となっております。

以上の状況となっておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

佐藤 清議長 高橋勝文議員。

高橋勝文議員 たいだいま、市長さらには教育委員長の方から、明快でさらに期待の持てる話をお聞きしまして、安堵をしている中であります。

しかしながら、さまざま私も考えておる部分もありますので、2問を今から申し上げます。

まず農業振興関係でありますけれども、市長の方から国の大綱について、所得政策の大綱についてまだまだ不透明なものがあって、寒河江型農業を振興する方向の中で、市長も大綱ができ次第、さらに大綱ができるまでも、勉強していくというような答弁であったと思っておりますけれども、正直、今、さくらんぼの収穫の真ただ中であります。きょうの朝も、かっぱを着ながら、露地のハウスさくらんぼの収穫にいそしんでいる姿を見たとき、おのおの農業者にとっては、天候に左右され、非常に大変な職業だなど、このように朝自分の眼で見てきた次第であります。

先ほど、市長の方から、輸入の増大によって、農産物の厳しい価格になっているなど、話しされた中でありますけれども、若干古い資料になりますけれども、1995年の農水省の自給率の実態、若干申し上げたいと思っております。穀物で30%、米は103%、小麦が7%、野菜が85%、果実が49%、肉類で57%、昔から単価が変わらない鶏卵も96%ということで、食糧自給率は年々低下の傾向にあります。

農水省食糧輸入、輸入野菜の1997年の資料を見てまいりますと、タマネギで117億円、ブロッコリーが106億円、アスパラで92億円、冬でも食べられるカボチャ81億円、そして寒河江のネギ、指定産地になっておりますけれども、これらも10億円ということであります。

2000年になりますと、今の数値よりもはるかに上昇しておる実態であります。

計算上でありますけれども、穀物だけありますけれども、平成8年度の場合、海外に依存しておる作付面積は1,200万ヘクタール、日本の耕地の2.4倍、これに相当すると、このように言われております。人口1億人以上の国の中で、自給率の最下位が日本であります。

政府もようやく自給率45%を目標に農業振興を図るということで、いろいろな施策を、新基本法が出てから、発表されたようであります。

現在、ネギにつきましては、中国からの輸入攻勢で、当寒河江のネギも消滅寸前であります。しかしながら、一般セーフガードによって、一時的にも栽培が、減少しつつありますけれども、継続されるようであります。この一般セーフガードも、期間があって、期限があります。今のままで推移すれば、国道112号線からネギ畑は消滅するであろうと、このように私は思っています。

一般セーフガードも、長くは続けることができません。これが国際ルールです。日本の農業も国際ルールの中での取り組み、これらが今後必要になってまいります。非常に厳しい状況になっております。

変なことを申しますけれども、都市化されておる農業地域、そして兼業農家ほど足腰が強い農業になっているのが、今実態です。認定農業者、専業農家ほど、足腰が弱いと、このような実態にある、このように私は見えております。

理由は、申し上げなくとも皆さんわかっておると思っておりますし、市長もわかっておると、このように思っております。

2000年から中山間地の直接支払制度が実施されまして、当寒河江市でも105.7ヘクタールの面積が対象になりまして、過般市報にも掲載されました。締結率は77.9%、県平均から見ますと、約12ポイントほど高いようであります。締結率77.9%、そして平成12年度対象になりました面積が105.7ヘクタールといえますと、中山間地は逆算しますと136ヘクタールあると、このように計算されるはずで、当寒河江市の耕地面積は約3,400ヘクタールです。全耕地面積の中山間地136ヘクタールは、4%にしか相当しない面積になるはずで、

輸入が増大されました折に、各指導者は、輸入農産物に対抗するためには、日本人に合ったもの、高品質のもの、そして差別化商品、これを生産することが必要だということを各地区で申し上げ、私も聞いた記憶があります。

しかしながら、今日本に入ってくる、例えば園芸作物、果実さらには野菜、そして花、でありますけれども日本の企業、日本の商社が外国に行きまして、日本で栽培しておる品種、そして技術などなど、指導を行って、日本人向けに生産・輸出しているのが実態であります。

昔は輸入品には風味がないなどと言われまして、一時敬遠された消費者もあったようでありますけれども、人間はその味になれます。順応するんです、人間というのは。適応はしませんけれども、順応します。外国のそういうものにも、食が合ってくると、このようになってきます。そして料理も、日本で生産されたもの、そして外国で生産されたもの、遜色ないように料理するのが、料理の達人であります。毎日テレビで料理番組が放映されております。人間の食感は不変なものではありません。

1999年、おとしになりますけれども、国内、日本で生産されましたさくらんぼの収穫量は1万5,500トンです。山形県も秋田県も青森県も山梨も長野も、九州までさくらんぼありますけれども、国内で生産された収穫量は、1万5,500トン。同年輸入されましたさくらんぼは、1万5,800トンです。日本で生産される数量よりも、輸入されるさくらんぼの量が多いということです。これらが実態です。

現在、アメリカやニュージーランドからさくらんぼは大層輸入されております。先ほど言ったように、日本人が東南アジアに行って、さくらんぼの栽培をさせておる、苗木も売っておるという実態です。近き将来は、東南アジア、韓国やら中国から日本人向けのさくらんぼが入ってくること間違いないと、このように私は予測をしております。

財務省で2000年の貿易統計を発表いたしました。3月ごろであります。生鮮野菜の輸入量は、92万5,000トン。過去最高の輸入量で、ネギは前年対比43%増、シイタケ33%の増、トマトは、ミニトマトなども含めまして49%の増であります。大半が端境期の出荷であります。端境期は、極端に言いますと、冬の前後です。この時期に輸入が急増しております。

先ほどネギの話しましたがけれども、今JAでは、なるべく早く収穫するような栽培指導で、一般セーフガードに対象になるような時期の出荷をねらっております。しかし、農産物は天候に非常に左右されやすいものです。幾ら栽培者が頑張っても思うようにならないのが、農産物の生産であります。

花卉類も非常に増加しております。花類の輸入の増加が顕著であります。大田市場の社長さんもテレビで出ることが何回もありますけれども、相当の輸入数量になっているというようにも言っております。

ということは、寒河江の農業の中で主体をなす施設園芸、これらの経営の存続が危ぶまれると、このように心配する一人であります。

昨年度、文経の委員会、四国、高知県南国市を視察してまいりました。昔、高知園芸連という組織がありました。高知園芸連の野菜は、全国を制覇した時代がありました。日本の台所を背負った時代がありました。しかしながら、去年度、我ら文経委員6人が、事務局を入れて7人ですけれども、視察に行ってきた際に、非常に驚いておりました。その姿は、まず影もないような状態でありました。

四国なるがゆえに、フェリーボートを使っての輸送ということで、非常にコストがかかる。それに輸入攻勢で、高知は端境期をねらった産地でありました、端境期をねらってくる輸入から、もろくも敗れたと、このような実態であります。今、四国の話してはいますが、寒河江にもその波が押し寄せておると、このように私は思っております。

ひとつ、市長につきましては、先ほど今後の国の動向等も見ながら研究をしていきたいと、このような話で、所得政策につきましては、そのような考え方をしておるようでありますけれども、地方分権時代でありますので、さまざま難しい課題だと思っておりますけれども、農業を守るという視点でなくて、国、寒河江市を守

っていくんだというような視点に立って、今後努力をしてもらいたいと。

今、寒河江の農業でここまで頑張っているということは、ここに農業委員会の委員長おりますけれども、農業委員、そして農協の理事、これらが率先成案して、転作問題やら遊休農地やら、それらに汗水をかけながら、農家のために、寒河江市のために、水、そして自然を守らんがために頑張っていることが、今の寒河江市の農業になっているということも、私は事実だと思っています。

それらの労苦にも報いんがためにも、課題ある中での所得政策、難しい問題だと思っておりますけれども、研究を重ねながら検討して、早期に具現化されるように希望を申し上げます。

次に、教育委員長の方にお尋ねいたします。

平成 11 年度の県民栄養調査成績、平成 12 年 12 月に、県の健康福祉部の方でまとめて発行した本があります。調査成績によれば、朝食を週に二、三回食べないという人、20 代の女性では 27.9%、30 代では 20% という報告書が出されております。

親が食べなければ、子供も食べないと、そのように私は単純に理解する一人でありますけれども、朝食を欠食するようになったのは、いつ頃からだろうというような調査の中では、中学・高校生からという答えが 40% になっております。その理由は、食べる時間がないというような結果になっております。朝食です。

学校給食は、画一的な給食だということで、個性の尊重やら、そして人間尊重の教育、さらには食アレルギーなどなど、課題があるにせよ、学校給食の必要性は、だれが言いましても不可欠なものと、このように私は思っております。

そして、学校給食の今日的意義につきましては、食に関する指導の生きた教材として活用することも可能であることはもちろんでありますけれども、地元で生産されたものを数多く食材として使用することによって、給食を食べる生徒につきましては、郷土に対する愛着心、これが高まるであろうと、このように私は思っております。

さらに、この地域で何がつくられ、どの時期に生産されるのかということも、地元のものを使うことによって、子供らも理解されると思っております。先ほど言ったように、冬でもカボチャが食べられるんです。昔は、冬はカボチャは冬至カボチャ以外にはなかったんです。2月、3月は、カボチャなんか食べることはできませんでした。今は、日本で生産されるカボチャよりも、メキシコのカボチャの方がおいしい時代です。それが実態です。カボチャはいつとれるんだと子供に言っても、冬だなという答えする子供も私はいると思っております。ブドウもしかりです。冬でもブドウが出ます。普通は出るはずがないんです。輸入品です。なるべく、私は地元で生産されるものを、地元の特定の業者とは申し上げます、地元のそれに関する、それらを取り扱っているお店から、できる限り買ってもらうことによって、生産する人も、それから学校給食に納める業者も、きょうは何を持ってきたんだから、きょうは子供が何を食べているんだなやと、こういうことがわかるはずなんです。それらが学校と地域とのかかわり、これが高まると、このように私は思っております。

学校給食の物資購入については、物資の安定供給、これも私はわかります。わかりますけれども、できる限り季節のもの、そして旬のもの、それからいろいろな昔からの伝統があります、伝統、文化が食にもあります、そういうものをできる限りやっているとは思っておりますけれども、できる限りそういう素材を使った中でやってもらいたいと、このように思っております。地元でとれたものは、自分が眼で見るんだから、一番安全性が高いということでもあります。ほかから来たものは、自分の眼で圃場を見られないがために、完全な安全性の中では、自信が、どちらかという自分の地域でつくったものの方が、私は安全性が高いと、このように思っております。

昔ですけれども、南部小学校管内でありました。お店の前に学校給食物資納入業者指定店、大きな看板が掲げた時代がありました。校長先生が変わった途端外したというように、私見ており、考えております。そのくらい、その看板というのは、私も重みはあったのであろうと、このように思っております。ばあちゃん、お母さ

んが買い物に来ると、きょう学校給食でこれ持って行ったから、きょうの夕食は同じものでない方がいいよというような話を店主がしておったことも、耳にした記憶があります。

ひとつ、くどいようでありますけれども、なるべく地元から調達、地元から購入するような努力を惜しみなくしてもらいたいと、このように思っております。

なお、一つここで質問しますけれども、学校給食の基本物資以外の一般物資、副食部門になると思いますけれども、現在寒河江市立小学校の物資納入業者で、一番購入しておる高い金額、一番購入しておる購入先、もしわかればお答えをお願いしたいし、それから、文経委員会で話を聞いたことがありますけれども、冷凍庫の無償貸与を受けたという話を聞いたことがあります。今何台ぐらい学校給食の方に、冷凍庫無償貸与を受けておるのか、質問をいたします。

2問終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 農業の分野でございますが、非常に厳しい状況になると、これは私も認識しております、そういう厳しい要因の一つとして、いわゆる輸入物と、このように取り上げられたわけでございますけれども、やはりこれはこれは驚異なものだろうと、こう思っております。先ほども話ございましたように、日本で栽培できて、日本でとれるようなものを、こちらから苗木を持って行って、そして向こうで技術指導して、そしてそれを逆輸入されて、そして自分の首を絞めておるといふことになりつつあると、将来それが拡大されるといふようなことといふのは、非常に大変なことだろうと、このように思っております。

それで、なんとか輸入品の価格を引き上げようということで国がやっているのが、農家の方々からの要望も強くてやったのがいわゆるセーフガードなわけございまして、イグサとか、ネギとか、シイタケ、これが今セーフガードでやろうと、こう思っているわけでございますけれども、まだこれははっきり決まっているわけではございませんし、やってもまずは一時的だと、そしてその後、国際的に認められても期限があるということでございますから、本当に一時的な対応しかこれはできないと、こういうことだろうと、こう思っておるわけです。ですから、非常に一時的な対応であって、その場をしのいでも、将来は非常に厳しい状態といふのが見込まれると、こういうことだろうと、このように思われるわけでございます。それが一つでございます。

それから、国でとっている農業政策といふものは、何とかお金で解決しようといふ分野が見えるわけございまして、いわゆる中山間地に対しましての所得補償にしましても、これも何とかお金で解決して、農業を続けさせようといふことでありますし、そして先ほど答弁申し上げましたところの考えております所得補償制度、セーフティーネット、こういうことあるわけでございますけれども、これは農家も限定された方々に、意欲のあるとか、経営に頑張っていこうとする方々に対しての対応のようでございますけれども、現在の小泉首相の聖域なき構造改革の中で、こういうものがどのように取り上げられるかといふのは、まだまだ見えてこない状況だと、このように思っておるわけでございますし、そういう今申し上げた一、二点がありますけれども、いわゆる競争といふものは、いわゆる国内産だけじゃなくて、国際的な競争の中に農業も入れられるということになってきておると、こういうこと。

そしてまた、非常に国の施策は所得政策で来ていますけれども、それだって、永久的な、農業を守っていくということには、非常に厳しい状況があるといふことが言えるかと思っておるわけございまして、そういう中で、寒河江の農業といふものをどのように持っていくかといふのが、非常に大切だと思っております。

殊さくらんぼに取り上げても、非常に今県内でもあるいは県外におきましても、国外においても植えつけが始められておるわけございまして、そういう中で、いつまでも日本一のさくらんぼの里をどうして維持していくかといふのは、非常に大変でございまして、また、雨よけテントを初め、資材の処理ということも負担になってきておる、あるいは処分に非常に力を入れなくてはならない時代、今もそうですけれども、大変な時代になってきておると、こういうことが言えるのでありまして、いわゆる特産品といふものは、これはどこにありましても、非常に普遍化してくるといふことが言えるかと思っております。

ですから非常に、それをどのようにして、特産品としての名声を、ブランド品としての価値を高めていくかといふことを、これは行政であろうが、農業団体であろうが、農家であろうが、一体として対応していかなくてはならない非常に大きな問題かなと、こう思っております。

そういう中で、いろいろ考えるのは、これまで寒河江型農業、寒河江型ということで観光農業とか、あるいは施設農業ということで確立されてきておりますけれども、それらをやはりいつまでもその枠といふものだけにとどまらず、今言ったような状況といふようなものを十分認識して進めてまいらなくてはならないと、こう思っておるわけございまして、それにおきましては、寒河江の田園都市といふようなものを売り出していくとか、あるいは周年的な花で売り出していくとか、あるいは花木産業とか、そういう方向といふものも、十分

これは考えていかななくてはならないものではないかと、こう思っておるわけでございます。

そして、農業の所得というものが、非常に確保されるようで、いわゆる収入がなければ、片手間に、先ほどおっしゃいましたように、専業農家より片手間にやっている人の方が、なぜかよりよく収入を上げているような話もなされましたけれども、やはり専業農家、後継者が育つように、楽しく、収入があれば、それに従事する方もふえてくるわけですから、そういうものをつくっていかなくてはならないなと、このように思っておるところでございます。

私の感ずるところを申し上げまして、終わらせていただきます。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 第 2 問について、私から答弁させていただきます。

最初の地元の食材の調達についてですけれども、これは非常に新鮮で安全なものを選ぶと、地元の農産物を選ぶということは、地元の生産者の状況とか、あるいは地域の学習につながると、ひいては郷土愛にもつながるといふようなことなわけですけれども、教育委員会としてもこれは非常に大事なことだということで、今までやってきましたけれども、これからも進めてまいりたい。

特に、季節感のお話もありましたけれども、今小・中学校では、感性豊かな子供を育てるというようなことで、給食も一つの文化としてとらえて、地域の行事等を給食などにも反映させるような、そういった季節感などをあらわすような調理をお願いするというふうなことをやっております。これからも進めてまいりたいというふうに思っています。

それから、2 番目の地元の業者の選定についてですけれども、これは特定の業者に偏りますとまずいというようなことを第 1 問でもお答えしましたが、複数の業者をお願いしていると。例えば、ある学校の場合は、野菜については 4 社とか、4 つの業者、あるいは肉・魚、これは 3 つの業者、それから豆腐はまた複数の業者というふうなことで、これを週で交替、あるいは月で交替というふうな形で、なるべく公平を期するようにしているというふうなことでございます。

残りのことについては、課長の方から答弁させます。

佐藤 清議長 学校教育課長。

草苅和男学校教育課長 それでは、副食用の食材の購入先で、一番多い業者はという御質問がございましたが、各小学校には多数の副食用の納入業者がありますが、その一つ一つの業者を比べてみますと、購入額で一番多い業者は、山形県学校給食会でございます。

2 番目の御質問でございますが、学校給食会より冷凍庫が貸与されておりますが、現在市内に 10 台貸与されております。

以上でございます。

高橋勝文議員 市長、さらには教育委員長の方から、心温まる答弁をおもらいしましたので、以上で質問を終わります。

## 内藤 明議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 8 番、9 番、10 番について、18 番内藤 明議員。

〔18 番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、質問しているそれぞれの課題について、市長並びに関係当局に順次質問をいたします。質問に先立って、誠意ある答弁をお願いしておきたいと思えます。

最初に、道路特定財源の用途見直しの動きについてお尋ねいたします。

小泉政権は、経済財政運営の指針となる原案を経済財政諮問会議で示しました。公共事業、社会保障、国と地方の関係見直し、大きな柱となっていますが、特定財源や地方交付税縮減についても触れられ、地方切り捨てが改革かとする地方からの反発が出ています。

特定財源は、公共土木事業の偏重や政・官・業の既得権の固定化を生んできたという指摘をもとにして、改革や見直しを求める声もありますが、一方で今言いましたように、慎重論も根強く残っております。

確かに目的税は、その用途の分野の業者と行政の癒着が起きやすく、財政硬直化や権益化を招いていることも事実であり、いつかは廃止が必要であります。地方の道路整備が立ちおけている現実を考えれば、まだその時期ではないと思えます。また、都市再開発に用途を広げるとの主張は、地方切り捨てにつながり、容認できません。

交付税の縮減については、地方の財源確保といった大きな枠組みの変更という趣旨の議論を抜きにしており、どう見ても、単に財政上のつじつま合わせの見直しとしか思えませんが、参議院選挙を前にして、野党にも一般財源化しようとする動きがあり、地方にとって厳しい事態に直面する可能性があります。

そこで、市長の見解と対応についてお尋ねしたいと思います。

続いて、土地開発公社の諸問題について伺いたいと思えます。

公社は本来、自治体の業務を自治体のかわりに行うためにつくられた外郭団体のことをいい、土地開発公社は自治体の出資による土地売買の専門会社であり、いわば住専、住宅金融専門会社の自治体版であると言っても過言ではありません。

御承知のように、監督権は首長、自治体の長にあり、自治体の分身どころか、実際は全く一心同体の存在であります。最大の問題は、議会や市民の目から隔離され、業務内容が闇に包まれていることでもあります。つまり、外部からのチェック機関がないことでもあります。

前に土地開発公社の情報公開について、市長に質問した経過がありますが、独立した法人だということで、理事会などで検討されるべきものとしてきました。

ところで、土地開発公社絡みの不祥事は、その後も全国的に続いております。それは、人の目に触れない組織で、しかも潤沢な資金を外部から何のチェックも受けずに、自由に使うことができるとなれば、その組織は、間違いなく腐敗することを私たちに教えております。

また、そうした指摘のほか、予算措置の妥当性についても質したことがありますが、そのことについて、議会推薦の理事も役員として入っていることを強調されました。しかし、本来、それぞれが持っている役割からすれば、公社の運営に責任を持つ理事と、議会の議員が兼ねることは、選挙で住民の代表として負託を受けた議会人として果たさなければならない責務と、守秘義務が課せられる公社の理事としての職責を、同一人物が同時に果たすことは、矛盾が生じます。

市長は、この変則的な土地開発公社という組織を、住民本位のものに改変して、同時に市民に対して開発公社の情報を積極的に公開する必要があると思えます。私は、それは監督者としての義務であると考えます。

今回、議会として議会の活性化を検討する中で、こうした議論を踏まえ、開発公社の議会選出の理事につい

ても削減し、議会として開発公社について情報公開をすることを進言しています。

土地開発公社の情報公開について、再度市長の見解を求めるものであります。

次に、土地開発公社の法的根拠となっている公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法の問題点を端的に指摘して、質問に移ります。

公拡法は、土地買いを容易にするために、地方自治法を骨抜きにして、住民の目が届かぬようにした抜け穴法律と言われていることは、御承知のとおりであります。自治体の土地買収は、本来自治法に基づく総合計画の策定や、行財政運営に緊密に連携するものであります。自治省も公社の土地取得と設立自治体の土地利用との整合性を求めています。それをチェックすべき議会や市民を公社から完全に切り離して、矛盾も甚だしいと言わなければなりません。住民を定款や登記、決算報告など、企業の顔を強調して遠ざけ、議会はいわば目隠し状態で、行政報告がなされ、市民に対するアライバイ証明のごとく使われているだけであります。

自治法を骨抜きにし、住民の目が届かぬようにした、ごく身近なところでは、去る3月議会で予算計上された市道石川西洲崎線の代行用地などの取得を思い起こしていただければわかりやすいと思います。

先に自治法96条のもとで契約をし、議会の議決を求めたパオビルの土地の取得との比較をしたことがありますが、どちらが民主的であるか、一目瞭然であります。

これは、当局がそれぞれ法令に基づいて対応した結果によるものですが、開発公社から代行用地を取得する場合であっても、首長の姿勢次第で、法令や条例の運用によって、幾らでも民主的に、市民に近づけるよう改めることができます。地方分権と言われる今、それにふさわしいやり方が求められているのではないのでしょうか。

過日、私は所属する全国議員団会議の折、開発公社の情報公開の実態や、代行用地を自治体で買い取る際の予算審議の状況について聞いてみる機会がありました。全国から集まっておりますから、既に情報公開を行っていたり、あるいはそうでなかったりさまざまですが、開発公社の情報公開をやっていない団体であっても代替地などの民間に対しての売買を除けば、つまり自治体で取得する場合は、予算審議の際に、自治法の96条で契約して議決要件とされるような情報については、個人を特定できるものであっても議会に示され、予算措置が妥当かどうか判断できるよう、議会でもチェックできるシステムにしている団体がほとんどでありました。個人が特定される情報だからとして、ベールに包んで予算審議するところは、少なくとも私が聞いた範囲では、一団体もありませんでした。

市民に開かれた市政を標榜するなら、本市においても、議会でもチェックが可能なように条例を運用すべきだということを強く申し上げて、市長の見解を伺いたいと思います。

続いて、医療情報の開示についてお尋ねいたします。

最近、病院の医療過誤、ミスに関するニュースは後を断たず、医師の単純なミスや、それを組織ぐるみで隠すなど、経過が明らかになる中で、病院の非常さには驚かされるばかりであります。病院などの医療機関に対する信頼度は低下するばかりで、その回復が急務の課題となっております。

そうしたことを背景にして、医療機関のカルテの開示は、このところ広く行われるようになり、そう珍しいものでもなくなってきております。私は平成9年9月議会で、市立病院のカルテ開示について伺いましたが、時間も経過し、今言ったように、医療を取り巻く状況や考え方も大分変わってきております。

平成9年、旧厚生省の検討会が、カルテ開示の法制化を打ち出した以降、当時反対していた日本医師会も、原則開示をうたった指針を倫理規範として策定したのを初め、昨年7月には旧厚生省が、国立病院などに診療情報の提供に関する指針を通達し、国のガイドラインを打ち出しております。新聞報道を見ますと、厚生省も日本医師会も、患者と医療側の信頼関係に基づく質の高い医療の実現をカルテ開示の目的に掲げたと言われます。

また、旧厚生省の指針は、遺族との信頼関係を理由に、遺族に対しても開示を認めるようであります。法制

化は、次のステップとして課題は残されましたが、ブラックボックスが開かれる意義は大きいと思います。

ところで、カルテ開示はインフォームド・コンセントに基づく診療情報の提供と、自己情報のコントロール権という二つの側面を持っております。そういう意味では、速やかにカルテを開示してこそ、病院側が質の高い医療を提供し、ミスを隠さず、説明責任を果たそうとする証しとなるのではないのでしょうか。住民には、病院選びの際の判断材料にもなるわけで、市立病院でもカルテ開示をする時期に来ていると思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

続いて、教育行政についてお尋ねいたします。

昨日もありましたが、新しい歴史教科書をつくる会主導で編集された歴史教科書は、文部科学省の検定で、歴史認識に関する部分など、137カ所も修正された上で合格し、今各地で展示公開され、市販本も発売されております。

私も市販本を見ましたが、架空の神話をあたかも歴史的事実であるかのように記述し、あるいは鴟外の著書をわざわざ引き出し、明治天皇の死去に伴う乃木希典の殉死まで取り上げ、美化するなど、皇国史観がにじみ出ております。

また、近代日本の相次ぐ戦争を正当化しているばかりでなく、さきの太平洋戦争を大東亜戦争と称するなど、アジア開放のための戦争だったと描き、韓国や中国から旧日本軍による侵略戦争を賛美する内容と非難されたことは、きのうもあったとおりであります。

報道によりますと、去る4月25日、東京大学の和田春樹名誉教授らは、記者会見し、この歴史教科書について、近現代史だけで、事実の誤りだけで51カ所も見つかった、歴史認識以前の問題と痛烈に批判し、文部科学省や発行元の扶桑社に対して、誤りの修正の再検討を求めていくとしています。

今回、学者グループによって事実の誤りが指摘されたことによって、検定制度や教科書としての最低限のレベルすら疑問視する声上がることは必至であります。

公民の教科書については、自衛隊を海外に派遣できるようにすべきだという改憲論の主張が強く打ち出されています。また、他国の国防義務を崇高なものとして紹介し、国防意識を煽り立てるようなコラムがあります。さらに、核兵器廃絶に疑問を投げかける主張は、国際的な核軍縮の流れに逆行するものと言わなければなりません。

所定の手続を経て、教科書を発行する権利自体は、だれもが持っているものと考えますが、いずれの教科の教科書でも、子供たちが学ぶ教科書であるならば、求められるべき最低の基準があるものと考えます。

それは、歴史学者がアピール文を出し、教科書に虚偽、虚構があってはならないとしておりますが、端的で明快に指している言葉だと思います。

教育委員会は、この教科書について、どのような認識をお持ちなのか、見解を伺いたいと思います。

また、御承知のように、採択前に新聞で大々的に宣伝し、市販本が発売されたことについて、特定の社のものだけが流通し、公平さを欠くとする意見があります。あわせて教育委員会の見解を求めるものであります。

次に、教育情報の開示についてお尋ねいたします。

最近になって、大学入試や高校入試の結果について、本人に開示する動きが出始めております。山形大学工学部の合否判定ミスが明らかになり、しかもここ数年にわたりそれが続いていたという報道は、本県の県民や教育関係者だけでなく、全国に衝撃を走らせました。合否判定は、厳密で、間違いなどあり得ないとされてきましたが、間違いはどこでもあり得ることを如実に証明しております。

こうした判定ミスなどを契機に、入試にかかわる内申書や指導要録について、本人が開示できるようにしておくべきではないかとする意見が、教職員の間からも出てきております。

ところで、本市では指導要録や内申書についても、個人情報ということで、本人も他人と同等に扱い、自己情報の本人開示請求権はないとしてきました。自分の情報であるにもかかわらず、プライバシー保護を理由に

されたのでは、合点が行くはずがありません。

内申書は、入試の際の志望校に提出されるものであり、指導要録は、その原簿に当たるものと言われております。さきの本市教育委員会の見解のように、開示を前提にすると評価しづらくなるという現場の声があることも事実で、否定はしません。しかし、全国の先進的な自治体で既に実施されていることからすれば、そうした主張の説得力は失われつつあるものと、私は思います。

評価しづらくなるという言葉の背景には、子供についてのマイナス面や悪いことは書けなくなるといった考えがあるように思えてなりません。旧文部省でさえ、そうした消極評価は容認していないようであります。指導要録改定の趣旨が、現場まで正確に伝わりさえすれば、全面開示に対する抵抗感はなくなるものと考えます。

開示することで子供たちや保護者との信頼関係は、より強くなるものと確信して、再度教育委員会の見解を求めたいと思います。

重ねて誠意ある答弁をお願いし、第1問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時15分といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時15分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、道路特定財源と地方交付税の見直しに関するところの質問についてでございます。

道路特定財源とは、御案内のように道路整備を緊急かつ計画的に行うため、受益者負担、原因者負担の考え方に基づいて、自動車利用者に道路整備費の負担を求めている目的税であります。

道路整備事業には、全国的、広域的な道路ネットワークの整備から、地域的な生活道路の整備までさまざまですが、単に道路施設の整備のみならず、交通安全対策、道路防災対策、道路環境対策等についても、積極的に行われているところであります。

本市を初め、山形県内は、日常生活における車への依存度が極めて高い状況にありながら、道路の現状は、地域間交流及び高速交通ネットワーク形成のための高規格幹線道路はもとより、地域住民の生活道路である市町村道に至るまで、いまだ整備途上の実態にあり、整備充実を求める住民の声には切実なものがあるかと思えます。このような見解から、引き続き道路特定財源は堅持していく必要があります。

これまでも、道路特定財源制度及び道路整備特別会計制度の堅持、一般財源の大幅投入による道路整備費の拡大、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網整備の促進、地方の道路財源の確保と地方財政対策の充実等の要望を中央省庁に行ってきたところでございます。

また、過日開催されました全国市長会総会において、道路特定財源については、堅持の方針から、特別決議を採択して、「地域におけるニーズを十分に踏まえ堅持すること」との意思表示をしてきたところでございます。

また、地方交付税の削減の議論についてでございますが、地方交付税制度のような財政調整制度は、地域によって、地方税収入に差がある一方で、全国民に対する行政サービスには差があってはならないといった要請のある現代国家において、自然と必要とされる普遍的な制度であると思われま。

先日、政府の経済財政諮問会議においてまとまった経済財政運営の基本方針、いわゆる骨太の方針の素案は、国と地方の関係では、地方交付税制度を見直すとともに、地方税の充実を図り、社会資本整備や社会保障など、地方行政の基本的な財源を地方がみずから賄える仕組みが必要としているところであります。

しかし、こうした見直しは、地方自治体の財政圧迫、自治体間の格差拡大といった課題も当然予想されます。やはり、幅広く包括的な検討を十分行う必要があるかと思えます。

現状では、地方交付税は地方の基幹的歳入であり、その総額は地方財政計画の策定を通じ、地方財源不足額に応じて決まるもので、国の他の歳出と同列して削減されるものではないと考えます。

したがって、今後の地方税財源のあり方を考えると、地方の行財政運営の自立性をより高める観点から、基本的には地方税の税源移譲拡充に努めつつ、一方でその財源保障に支障が生じないように、地方交付税総額について、適正な水準を確保すべきものであります。

さきの市長会総会におきましても、地方交付税の削減は到底容認できないとして、税財源の充実確保、地方分権の推進などを求める決議を採択したところであります。今後の議論の推移を注視しつつ、地方分権への期待は大きく、財源カットにつながる改革は容認できないものであり、継続的に、市長会などを通じて働きかけをしてまいりたいと思えます。

そして、市みずからも財政のより健全化を図るためにも、また社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう、体質を強化するためにも、より一層行財政改革に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、土地開発公社の問題についてお答えいたします。

御案内のように、確かに土地開発公社は地方公共団体にかわって、公有地となるべき土地の取得、造成、処分等を行うことを目的といたしまして、地方公共団体が設立しているものでございます。土地開発公社は、市長の監督下に置かれているものの、法人格を有する独立した団体で、運営は企業経営の方法で行われており、公社の業務運営に関しましては、その自主性を尊重する必要があると思っております。

土地開発公社における情報公開についてでございますが、土地開発公社においても、国や地方公共団体の情報公開制度の趣旨・理念を踏まえ、情報公開には前向きに取り組むべきではありませんが、土地開発公社が保有する情報は、その事務事業の特殊性から、個人の利益の保護や公共事業の円滑な実施などとの調整を図る必要性が高く、情報公開を進めていくに当たっては、慎重な検討の必要があると思っております。

今申し上げましたように、土地開発公社の情報公開につきましては、国や地方公共団体の情報公開制度をそのまま適用することは適当でなく、検討すべき点も多いため、他の土地開発公社や特殊法人の取り組みも参考にしながら、現在検討中であると聞いておりますので、それらの結果を待ちたいと思っております。

次に、パオビル取得と石川西洲崎線のことがありました。まずパオビルの取得から申し上げますと、この取得の契約は、地方自治法第96条第1項第8号の規定に該当いたします。

地方自治法第96条第1項第8号に該当する場合は、土地取得の場合は2,000万円以上で、なおかつ面積が1件5,000平米以上のものと規定されております。建物は2,000万円以上だけで、面積要件はございません。

したがって、パオの場合は、建物の取得がこの規定に該当いたしました。その場合、議案としては、相手方、面積、金額等を明示して議会の議決を経なければなりません。

一方、石川西洲崎線道路改良事業用地につきましては、今後土地開発公社から当該用地を市が取得するにしても、面積が5,000平米以下なので、地方自治法による議会の議決に付すべき要件に該当しないため、議会の議決には付されないこととなります。したがって、予算が議決されておりますので、市と公社の契約が締結できる状態にあるわけでございます。

予算審議のときに、プライバシーを盾に、なぜパオビルのときのように相手方、金額を公開されなかったのかということでございますが、本市では、情報公開条例というものが、原則として、個人のプライバシーに係る情報については、非開示としているからでございます。予算の審議に際しましては、地権者個人の具体的な補償金額を公にすることは、地権者個人の資産内容や収入状況を明らかにすることになり、個人のプライバシーを害することとなりますので、個人の用地買収費、物件移転補償費など、個人が明らかに識別されるものの個別の内容を示すことは、差し控えさせていただいております。

このように、予算の審議は地方自治法に基づく財産の取得、処分の議決のように、法律で定められているものとは違い、個人のプライバシーにかかわる内容等の説明はしていないところでございます。

それから、医療情報の開示について申し上げます。

医療とは、人間が本来持っている生命力、治癒力を医療スタッフが支援することにより、患者自身がその疾病を克服することであると言われております。患者自身に疾病を克服する意思がなければ、医療行為そのものが成り立ちませんし、患者自身がその疾病を正確に認識し、その克服に確信が持てなければ、その意思が高まることは期待できないものでございます。

こうしたことから、市立病院での実際の診療は、患者さんの話を詳しく聞くことから始まり、丁寧に診察し、必要な検査を行い、正確な診断に努め、そして診断に基づき、患者さんの性別、年齢、職業、家庭状況などの客観的な条件をベースとして、患者さんとよく話し合い、病状の理解を深めていただきながら、患者さんの要望をもとに、医師としての専門的な知識を加えながら治療方針を立てて、通院または入院治療という手順で進められております。

その中で、特に病状説明については、カルテや検査データ、レントゲン写真などあらゆる診療情報を見せて対応しており、診療の段階では、患者本人に診療情報を実質的に開示している状況でございます。

これまで、疾病と医療行為については、余りにも専門性が高く、病はお医者様に任せきりという傾向が長く続いてきましたが、生活水準の向上や、医療技術の進展などにより、長寿社会が到来し、多くの人々が心身ともに健康な生活を送ることを目指し、医療行為に深い関心を寄せ始め、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンなどこの言葉を申し上げますと、インフォームド・コンセント、これは患者が診断や治療方法などについて、十分な説明を受けた上で、治療方法について同意、選択、拒否、いずれかを選べるという概念でございます。また、セカンドオピニオンというのは、患者が現に診断治療を受けている主治医以外の医師から、現在の診断や治療方法について求める意見のことでございます。インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンなど、患者が主体で医療スタッフが支援するという医療の本来の姿を表現する言葉が定着してきたことは、社会の成熟が感じられ、望ましいことと思っているところでありますが、反面、マスコミで報道される医療事故の多さに、医療に対する不信感は、かつてないほど高まってきております。

これらの動きを受けて、厚生省、現在は厚生労働省でございますが、のカルテ等の診療情報の活用に関する検討会は、医療に対する信頼を高める一つの方策といたしまして、カルテ等の原則開示により、患者と医療スタッフ相互間の信頼関係の醸成を図るという趣旨の報告書を取りまとめていますし、日本医師会も、会員の倫理規範の一つとしまして、診療情報の提供に関する指針を制定し、患者が疾病と診療内容を十分に理解し、医療の担い手である医師と医療を受ける患者とが、相互に信頼関係を保ちながら、共同して疾病を克服するために、医師が診療情報を積極的に提供するとして、カルテ等の原則開示を進めています。

なお、厚生省の報告書、日本医師会の指針とも、全面開示ではなく、原則開示となったわけではありますが、その理由は、カルテ等の診療情報の全面開示が、診療の現場に大きな混乱を起こす可能性が高いということにあります。

一つは、カルテ等の診療情報の開示が、治療に悪影響を与えるケースが想定されるということでございます。具体的には、悪性腫瘍については、治療効果を高めるために、告知方法や告知の時期について、慎重な配慮が求められるわけではありますが、そのような配慮を無にしてしまうということがありますし、精神的疾患を有する患者さんについては、心理的な影響が直ちに病状の悪化につながる可能性が高いと言われております。

また、カルテ等の診療情報については、一般的に難解な専門用語で記載されており、たとえ読めても、医学的な知識がなければ、内容の理解は困難であると言われております。

このように、カルテ等の診療情報の全面開示については、整理、解決すべき課題が多い現状にありますので、市立病院の診療情報の提供については、原則開示を基調として、院内の各部署のメンバーで構成する診療録委員会などで検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 教育行政について、初めに中学校社会科の歴史・公民教科書の御質問についてお答えいたします。

御案内のように、今年度は小・中学校教科用図書の同時採択の年度になっておりまして、鋭意公正かつ適正な教科書採択を行うように、慎重に選定作業を進めているところであります。

扶桑社発行の歴史・公民教科書についての御質問でございますが、この件につきましては、昨日、佐藤暘子議員の御質問にもお答えしたところでございますが、これらの教科書に関して、昨年度から教科書検定あるいは採択にかかわって、大きな議論になっておりますことは、御案内のとおりでございます。

また、検定の過程において、歴史教科書については 137 カ所、公民教科書については 99 カ所の修正を求められたり、中国や韓国の反日感情を生んで、修正要求が出されるなど、外交問題にもなっていることなどについても承知しております。

しかしながら、この教科書は文部科学省の教科書検定という手続を経て、合格した教科書の一つであり、生徒用教科書として使用する資格を持っているわけでありますので、採択する教科書候補の一つであることは事実であります。

したがって、西村山教科用図書採択協議会の選定結果を受け、公正かつ慎重に採択してまいりたいと考えております。

先ほど申し上げましたように、現在採択協議会において、慎重に研究作業を進めているところでございますので、特定の教科書について意見を申し上げることは、差し控えたいと存じます。

また、教科書を市販するという行為が、公平さを欠くのではないかという御指摘でございますが、確かにこれまで採択前に検定済み教科書が市販されたという例はなかったと伺っております。しかし、法的に違反しているわけではなく、6月4日、全国一斉に市販されましたことは御案内のとおりでございます。文部科学省は、公正な採択を損なうおそれがあるとして、採択後の販売を要請したということでございますが、法令上禁止できるものではなかったと聞いております。教育委員会といたしましても、あくまで公正かつ適正な教科書採択を進めていくつもりでございます。

次に、教育情報の開示についてお答えいたします。

御案内のように、指導要録は児童・生徒の学籍及び指導の過程の結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する説明等に役立たせる原簿となっているものでございます。証明については、個人のプライバシーの保護の観点や教育的な配慮の点からも、証明の目的に応じて、必要最小限の範囲に抑えられております。

さて、指導要録の開示についてでございますが、これまでもお答えしてまいりましたように、指導要録は寒河江市情報公開条例の第 6 条第 1 項第 3 号により、公開することにより、当該事務または事業の公正または円滑な執行に著しい支障を生じもしくは生ずるおそれがあるものとして、非公開にしております。

本人への開示については、指導要録は基本的に開示を前提にして作成されたものではなく、教育指導上の意義を損なうことがないようにしなければならないということなどから、非開示となっております。

また、本人開示については、判例として、平成 10 年 10 月に示された東京高裁の非開示の判例や、平成 11 年 11 月に示された大阪高裁の開示を命じた判例などが出ておりますことは、御案内のとおりでございます。

そういう中で、平成 12 年 12 月、教育課程審議会答申、児童・生徒の学習と教育課程の実施状況の評価のあり方については、指導要録の本人開示の問題について、業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるときなどを除いて開示すると定めた、個人情報基本法制に基づいて対応する必要がある。具体的な開示の取り扱いは、各教育委員会などが条例等に基づき、それぞれの事案に応じて判断することが適当であると答申しております。

しかしながら、指導要録には児童・生徒の評価に係る内容も記載されており、1人ひとりのすぐれている点や長所などを取り上げることを基本としながらも、努力を要する点や指導上配慮を要する点なども記入されております。

このことは、指導要録をもとに作成される内申書につきましても同様であり、開示をすることによって、児童・生徒や保護者との信頼関係を損なうおそれがあることや、指導要録や内申書の内容が形骸化することなどの問題も考えられます。

以上のようなことから、今後慎重に検討、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 今から 2 問目に移らせていただきますけれども、若干、私の質問の趣旨が理解いただけなかった部分があるというふうに思っておりますけれども、最初に市長に特定財源の見直しの今現在の動きについて御質問をいたしたところでありますが、先のことでありますから、ちょっとわからない面、確かにあります。しかし、今市長も申されましたように、これが本当に現実になりますと、大変な状況が生まれてくるというふうに思っております。

さらに、市長会等で、あるいは参議院選挙で出る候補者がそんなことを訴えたならば、そんな人は推薦しないぐらいの気持ちで、ひとつ当たっていただきたいということを私はお願いしておきたいというふうに思っております。

それは私たち議会においても、さまざまな考え方がある中で、そういうふうな現実はきちっと見つめながら対応していけるところはいかなければならないのではないかとこのように思っているところであります。

それから、土地開発公社の問題についてお伺いしました。前の答弁から、情報公開の問題については、現在検討中であるから、それを見守りたいというふうなことであって、さほど踏み込んだ答弁にはなっていないというふうに私は理解をします。

ところで、先ほども申し上げましたけれども、市長も御承知で今答弁の中で言われました。市長は監督者であります。それで、繰り返すこととなりますけれども、議会からそういうふうな、開発公社の情報公開について、進めるべきだというふうな進言があったということは、御存じなのかどうか。また、それをどのように監督者として受けとめられているのか、あわせてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、公拡法の問題点について申し上げて、比較をして御答弁をいただいたわけがありますけれども、これは、3月議会からの一つの懸案といえますか、私はそういうふうに思っております。

私は、法令の違いによって、それぞれの対応がなされてきたということは、私は承知をしております。ですから、法令違反でないとか、条例違反でないかというふうなことを今さらここで再度申し上げるつもりはありません。それぞれの運用でやってきたということもわかります。しかし、先ほど言いましたように、多くの団体では、代行用地の取得でさえもきちっと議会の中に、96 条で開示できるようなものについては明らかにしているという実態を市長はきちっと受けとめていただきたいというふうに思うんです。

行政側は、ややもすると面倒くさいというようなこともありますし、なるべく議会の目になんか触れたくないというふうな気持ちも、私はわからないわけではない。しかし、何回も言うようで恐縮ですが、今まさに地方分権と、こういうふうに言われる中で、できるだけ透明度を高くすることが、私は求められているのではないかと、こういうふうに思っています。それがやはり自治体の職責を担う市長の、私は務めであるというふうに思います。

そこで、改めてお伺いしたいというふうに思っているんですが、プライバシーの概念というのは、自治法の 96 条であっても、あるいは先ほど言ったような公拡法をもとにして自治体が取得をして、もちろん自治法でありますけれども、取得をして予算措置をする場合でも、プライバシーの概念というのは、私は変わらないというふうに思うんです。したがって、もちろん法が条例にまさるというふうになっておりますけれども、プライバシーにかかわりがあるんだけれども、法令だから仕方がないというふうな市長の御見解なのか、そのところを伺っておきたいというふうに思います。

それから、さらにつけ加えて申し上げておきたいというふうに思いますけれども、代行用地の取得で、予算措置で、今明らかにすることが、ほかの自治体では既に明らかにしているということを申し上げておりますけれども、市長、いわゆる地権者といえますか、権利者といえますか、との信頼関係を盛んに言われております。しかし、それも大事なことだというふうには思いますけれども、ただ、ほかの自治体と比較をして、寒河江市

だけが透明度が薄いというふうになりますと、納税者である一般市民との信頼関係が失われていくという、こうした深刻な事態が起きかねないということを市長に気づいてほしいんです。ぜひ、お気づきいただきますようお願いして、その点についても御答弁を改めていただきたいというふうに思います。

それから、教科書採択の問題について、御見解をいただきました。

失礼、まだありましたね。市立病院もありましたね。大変失礼しました。

医療情報の公開について御答弁いただきました。前からすると、かなり前進して、私も大変今日うれしく思っております。ぜひ、検討を進める中で、原則開示ということではありますが、全面開示も含めて御検討いただくようお願いを申し上げながら、一つ、厚生省でもガイドラインを出した際に言っておりますが、死亡した患者の遺族に対して、これは先ほどなかなか難しいようなお話三つほど理由が述べられましたけれども、その中には、私は全く該当しないというふうに思いますので、これはもちろん本人じゃありませんけれども、そうした厚生省の考え方も含めて、積極的に進めるように、御検討をお願いして、ひとつ市長のその点に関する御見解をいただきたいというふうに思います。

それから、歴史教科書に関してであります。昨日と同じ質問でありますから、内容がほぼ同じでありますから、きのうとかわったような答弁が出てくるはずもないというようなことは、私も承知をしておったつもりであります。そこでちょっとお聞きしたいというふうに思っていますのは、昨日、教科書を選ぶ際の基準について、何点か触れられました。6点ありましたか、その中で中立の確保というようなことがあったわけですけれども、ちょっと抽象的でわかりにくいといえますか、私はちょっと理解できなかった。政治的に中立の意味を指しているのかどうかというふうな気もしないわけでもないわけですが、少し具体的に教えていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、教科書を選ぶ基準の中で、教えやすく学びやすいといえますか、そういうふうな配列と内容というふうなことを言われたというふうに思います。そういう意味では、きのう佐藤暘子議員が指摘をしておりましたが、このつくる会の歴史教科書は、南京大虐殺についても、日中戦争の項でなく、極東軍事裁判の項で取り上げるなど、これは私は配列も適切でないというふうに、一つだけは申し上げましたけれども、というふうに思っています。ここに2冊市販本を買って見ております。全部目を通しておりますのでわかりますけれども、具体的に一つだけ申し上げました。

それからもう一つは、教えやすさということでは、史実と神話、これが混同してしまうような構成になっております。神話は神話でずっと取り上げるわけではなくて、途中途中に神話を持ってくる。こういうふうな構成の仕方になっております。

それから、教えにくいということでは、神話の中で、性の記述があります。例えば、イザナギ、イザナミの交わりによるオオヤシマクニの誕生、そういうふうな場面が神話ですから、この教科書は載っております。私は中学生には、そういうふうな描写を取り上げることはどうかというふうな疑問を持っております。

そして、アマテラスオオミカミが、天の岩屋にこもる場面がありますね、そこなどは、まるで温泉劇場の一場面を見るような表現になっております。ちょっと、そんなものかというふうにお思いになっている皆さんあるかもしれませんが、ぜひごらんになっていただきたいというふうに思います。そういうことでは、大変、教科書としては品位に欠ける、こういうふうには言わなければならないというふうに私は思います。多分、歴史教科書を教える女性教員がおったならば、赤面するんじゃないかというふうに私は思います。

私たちも経験がありますけれども、中学生の年ごろというのは、学校の先生をからかいたいといえますか、こういうふうな年ごろになります。私たちもそういうような経験があります。もし、活発な男の子、少しませた男の子だったら、おもしろ半分、内容は多分わかっておっても、通常使われない言葉で書いてあるものですから、先生に対してちょっと難しいからわからないと、先生書いてみてけると、こういうふうなことが言いかねないような、言うこともあるんじゃないかというふうなことを私は今想定をしているわけです。これは、

まじめな性教育と違いまして、神話ですから、これは教える方は大変難しいというふうに私は思います。

少し横道にそれましたけれども、教えるににくい内容ということでは、それは当てはまるのではないかと、こういうふうに私は思っているところであります。

それから、教育情報の開示についてであります。これもさほど前と変わった見解ではありませんでした。ただ、慎重に検討したいと、こういうふうなことがありましたので、階段の半分、一段の半分ぐらいは上ったのかなというふうには思いますけれども、質問内容を聞き取りいただく際も申し上げたのでありますけれども、平成3年に出された指導要録の改訂がありますけれども、その解説書には、今委員長答弁なさいましたけれども、児童・生徒の長所を中心に上げることが基本となるよう留意することと、こういうふうに明確に指示されております。これは、少し先ほどの委員長の答弁と違いもあるなというふうに思っていますけれども、こういうことも、積極評価であるならば、評価内容を全面開示しても、クレームはつくことはないというふうに私は思っております。

ですから、もう一度、そうした解説書をごらんになっていただいて、さらにその情報開示について御検討をいただきたいと、こういうふうに思っております。

そういう点でいえば、個人情報、その個人のものだということが基本にないと、なかなかそれは進められない、こういうふうに思います。あとで、川越議員が個人情報保護条例ということで質問あるようですから、余りその中に触れませんが、基本的には自己情報コントロール権としてのプライバシーの保護というようなことを多分皆さんおわかりになっておりますが、なかなかそこまで踏み切れないと、こういうような立場だろうというふうに思います。

慎重に検討したいということではありますが、私はいろいろな意味でそういうふうなことを聞いたこともあります。検討するとは、なかなか時間稼ぎだけするんだというふうな言われ方をする方もありますし、大体いつごろをめどに検討なさるのか、その点もあわせてお尋ねをしたいというふうに思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 公社の件で、何か進言を出したのを聞いているかというふうなことでございますが、聞いておりません。

それから、法令の違いがあっても透明度を高めるためには、個人情報を使い切って開示せよと、こういうような御意見のようでございますけれども、やはり法令に遵守して、これはすべて運用しなくてはならないと、かように思っております。個人情報にいたしましても、さように考えるわけございまして、法令にのっとって、プライバシーの保護というものはやっていかななくてはならないと、かように思っております。

それから、納税者云々の話がございました。これは、公共事業、いわゆる市民から税金をちょうだいして予算を編成し、そしてそれを執行するというので、大変な関心事だからと、こういうことじゃないかと、こう思っておりますけれども、それにいたしましても、法令・制度に準じたところの開示・非開示という線は、これは守っていかなくてはならないと、かように思っております。

それから、医療の開示でございますが、先ほど答弁申し上げましたとおり、カルテ委員会というものを設置しまして、現在検討中でございますので、具体的に原則開示というものをどの辺まで持っていかれるかというようなことは、今後なお検討していただくようにしたいと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 中立の確保の中立というのはどういうふうな意味かというふうなことですけれども、一般的な中立でございますけれども、特定の政党や宗派またはその主義・信条に偏らないというふうな、そういうふうな意味でございます。

それから、教えやすさという点で、南京虐殺が東京裁判のところに書いてある、神話には性の問題なんかも、それは品位に欠けるというふうな、こういうふうな御指摘でございますが、こういうふうなことも含めて、採択についていろいろ考えていくわけで、それから神話の性の交わり、これは古事記にあるものをそのまま例として出したのではないかといふふうに推察しております。

それから、指導要録の開示ですが、これは長所を主体としてというふうに、先ほど回答したとおりでございます。また、時期については、ここで明確に答弁できません。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 59 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員。

内藤 明議員 3 問目にしますが、市長から御答弁いただきましたが、開発公社の情報公開について、議会の進言があって、そのことについて聞いているかというふうなことをお尋ねしたわけでありましたが、聞いていないというふうなことでありました。質問を聞き取りしていただく際に、常務理事である荒木課長も何か聞いていないような話でありました。

議会としてどなたに言ったのかちょっと私確認しておりませんので、あるいは理事長である助役にそのことを伝えているのかなというふうには思いますが、開発公社の理事長である助役はそのことを聞いているかどうか、その点だけお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、法令によって、それぞれ取得するというようなものの考え方は、私もよくそれは先ほど申し上げましたけれども、違いは違いとして理解はしているんです。それで、先ほどプライバシーの概念というのは、どちらの法令を運用されても同じじゃないんですかということを知りたいんです。そうしましたら、市長はちょっと言葉は悪いんですが、はぐらかされた答弁をされました。

要するに、これまで非開示というふうな理由で、いろいろ市長は述べられてきたわけですが、そのプライバシーの概念というのは、要するに 96 条によって議決をする場合であっても、同じなんですね、多分。そういうふうに市長は概念としてお持ちではないのかなというふうに、私は思っているんですが、したがって、どっちにも理由はくっつけることはくっつけられるというふうに思うんです。したがって、一方だけを非開示にする、この根拠にはなり得ないんじゃないかというふうに思うんです。それは、先ほどのほかの自治体の例も申し上げたとおりであります。

したがって、これは運用の面で直しさえすれば、幾らでも開示はできるんだということを再度申し上げておかなければならないというふうに思います。

それから、カルテの開示についてもお話を伺いました。それで、ちょっと私聞き漏らしたのかもわかりませんが、ちょっとわかりませんでしたので、もし、答弁いただいたとすれば大変恐縮であります。もう一回お答えいただきたいとします。

厚生省の指針で、遺族との信頼関係を理由に、遺族に対しても開示をする方向で認めるというようなことを申し上げたのでありますが、市長は原則開示するというふうな中で、何点が難しい問題を言われました。しかし、市長が何点が言われた難しい問題の中には、もう既に死亡されている遺族の場合には、該当しないというふうに思うんです。したがって、これはもちろん一律に検討というようなことも、あるいは考えておられるのかもわかりませんが、早急に対応できるんじゃないかというふうに思いますので、そのことについて、改めて、もし先ほど御答弁いただいたとすれば恐縮ですが、もう一回お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、教育関係についてお尋ねをしました。

先ほど、オオテラスオオミカミにしてしまいまして、大変失礼しました。何点かお尋ねする中で、ちょっと私、聞くのを忘れた点がありますので、その点からお聞きをしていきたいというふうに思います。

昨日、教科用図書検討委員会に保護者の意見を入れるために、代表者を 5 人入れると、こういうふうな話がありました。たしか、市町村で選任というふうな話、私、聞き間違いかどうかわかりませんが、そういうふうに認識しておりますので、もし、私の認識に間違いなければ、どういうふうな基準で、だれが選任するのか、それをひとつ教えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど中立の概念についてお尋ねをしたのでありますが、委員長は政党や主義主張のことをいっていると、こういうふうに言われました。とりわけ、歴史教科書でありますから、私は、それは多分史実の取

り上げ方や論評、こうしたものについても当てはまるというふうに理解するわけですが、私の間違いであれば、ぜひ御指摘をいただきたいというふうに思います。

それで、その史実の書き方ではありますが、例えば、歴史教科書でありますから、裁判になった、争いになったケースなんかもありますね。御承知のように、例えば、南京事件をめくりまして、家永裁判というのがありました。既に判決は出ておって、南京事件の存在を認めておるわけであります。これは、学問的にも既に決着をしているというふうな事柄であります。

しかし、先ほど申し上げましたつくる会の教科書の方で見ますと、いまだ論争があるとして、事実上否定をしているように受け取られる。それから、そうした中立というような考え方では、あるいは政府見解というのは、私はどういうふうに教育委員会は御認識しているかどうかわかりませんが、私は、政府見解というのは、ある意味ではやはりその時の政府、政府でちょっと揺れが出てくるというふうに思いますので、ただ、国会による決議、宣言というのは、御承知のように、ほとんど全会一致、原則的なものといえますか、そのように運営されております。したがって、昨日もありましたんですが、いわゆる教育勅語の無効宣言というのは、私はそれにまさしく当たるのではないかと、こういうふうに理解をしております。そういう意味では、中立性に欠けているというふうに、強く私は申し上げなければならない、こういうふうに思うんです。

そういう点について、御見解がとおりであれば、ぜひ私の認識の違いなんかあれば、それも含めて御指摘をいただいて、御答弁をいただきたいというふうに思います。

そして、実はこの検定の後、51カ所も近現代史だけで誤りがあったというふうなことが、歴史学者らによって指摘をされました。それは、大変大きな、重要な問題だというふうに思うんです。検定された後に間違っているということは、歴史認識以前の問題ではないかなと、こういうふうに思うんです。したがって、そういった方々が言っているわけではありますが、検定制度のあり方も、やはり問題視されているのではないかと、こういうふうに思います。

それについて、多分教育委員会はお答えはできないだろうというふうに思いますので、その点だけは、ぜひ御認識をいただきたいというふうに思います。

それから、歴史・公民の教科書の市販本が出されたことについてもお答えをいただいたわけではありますが、新聞等によりますと、これは文部科学省の通知で、1万冊しか刷れないということになっているそうですね。これは新聞報道でもなされましたので、おわかりのとおりだというふうに思います。

しかし、私ここに持ってきておりますが、こうした新聞の一面を使って、多分ごらんになったと思いますけれども、毎日、読売、産経など使って、大々的にこうした市販本が発売されるということを宣伝なさったんです。これは、採択を前にして、教育委員会は中立公平に扱おうと、こういうふうに言われますけれども、相当なインパクトが市民にはあったのではないかと、こういうふうに思います。中身は、見てみると先ほど私が申し上げたとおりでありますけれども、新聞をごらんになった人は、大変関心を持たれたのではないかと、こういうふうに私は思います。

したがって、改めて、そうしたことについて見解を伺いたいというふうに思いますけれども、文部省でさえも、新聞の談話を見ますと、先ほどあったとおり、法的には何ともいたし方ないというふうにありますけれども、特定の社のものだけが、世の中に流通して、決して好ましいことではないというふうに、次官が新聞記者の取材に対して多分言ったんだと思いますけれども、載っております。

そうした点について、改めて、教育委員会の御見解をいただきたいというふうに思います。

大体、残りの時間半分使いましたので、半分は答弁の時間にしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 プライバシーというようなことにおきまして、運用次第で開示できるのじゃないかというような御質問のようでございますが、私はこれまでも何回も申し上げましたように、公務の執行というものは、当然これは法令に準拠しなければならないわけでございますが、幾らプライバシーあるいは情報の開示の時代だといいいましても、そうそうはすべて開示できるというものじゃないと、こう思っております。財産の取得に対するような場合には、その法律、条例に基づいてしなくてはなりませんし、あるいは一般的に情報公開条例というのがございますし、あるいはまた、開発公社としましては、情報公開に対して、用地取得で特にそういうものに対するものは、プライバシーを守っていくということがあるわけでございますから、それぞれに法令にのっとり、そしてそれに従って情報を開示する、あるいは非開示とするということにしていかななくてはならないだろうと、このように思っております。

それから、カルテの問題でございますけれども、市長の言う開示しないということが、どうも実態にそぐわない、該当しないというような言い分でございますけれども、私はそう思っておりませんで、当然。やはり、患者の気持ちというものもありますし、家族の気持ちというものもございますし、また、それを診察する、治療に当たるところの医者の方の気持ちというものもあるわけでございますので、そして、そういう中で、患者の病気を一体となって治していこうという中で、先ほど申し上げたようなことが当然あるわけでございますので、現在、市におきましては、カルテの委員会というものを設けておりますので、その中で具体的に原則開示というものをどこまでするかというようなことを検討されるということでございます。

以上です。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 何点かについて、私から答弁させていただきます。

まず第 1 番目に、特定の教科書のさまざまな記述のことについて、御質問あったわけですが、現在、公正かつ適正な教科書採択を慎重に行っているというふうな段階ですので、個々についてのコメントは差し控えさせていただきますというふうに思っております。

それから、2 番目の保護者代表についてですが、各市町教育委員会が推薦して採択協議会長が委嘱するというふうな形をお願いしております。

それから、新聞等による宣伝のことがありましたけれども、そういったことには、我々とはとられずに、公正な採択に努めてまいるといふことでございます。

それから、先ほど委員長から教育の中立性について申し上げましたけれども、これは申し上げるまでもなく、教育基本法の中に、8 条第 2 項に政治的な中立性、さらには 9 条には宗教的な中立性をきちんと明示されているわけです。それに基づいて、教育的中立性というふうに申し上げたところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 助役。

安孫子・也助役 助役としての立場からお答えをしますが、質問にありました土地開発公社の情報公開については、お聞きをしていないと、こう思います。

## 川越孝男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 11 番について、17 番川越孝男議員。

〔17 番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について、社民党・市民連合の一員として、さらには問題点や御意見をお寄せくださった方々を初め、関心をお持ちになっておられる皆さんの立場から、提案も含め、質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

通告番号 11、市政全般について、委員会・審議会の改善についてお伺いいたします。

これまでも偏った人選を避けるために、兼任数や年数の制限、女性の登用など、いろいろ求めてきたところであります。また、私ども議会においても多くの議論を重ね、議会から選出される委員などの見直しを行ってまいりました。その過程で、当局とのすり合わせの際に、議会側より、委員会などの情報公開を進めることの必要性を申し上げているはずであります。

その結果、5 月の臨時議会において、これまで議会から 1 名の委員を出していた市社会教育委員、市図書館協議会委員、社会福祉法人寒河江学園理事、市一般廃棄物減量等推進審議会委員と、これまで 2 名の委員を出していた市青少年問題協議会委員、市勤労青少年ホーム運営委員、市史編さん委員会委員をゼロにし、市国民健康保険運営委員会委員を 3 名から 2 名、市の土地開発公社理事を 7 名から 4 名に、それぞれ減員をするなど、議会としても委員会・審議会などの改善に取り組んでいることを申し上げ、以下 3 点について、お伺いいたします。

まず一つは、積極的な情報公開を進めるべきだと思います。

そこで伺いますが、本市の場合、地方自治法第 180 条の 5 による 5 つの委員会は、いずれも寒河江市の情報公開条例で定められた 7 つの実施機関に含まれているわけであります。したがって、その 7 つの実施機関の附属機関として、地方自治法第 202 条の 3 により設置された各種委員会などは、当然に市の情報公開条例の対象となるはずと思うのでありますが、市長の御見解をお伺いいたします。

二つには、委員会・審議会の会議を積極的に公開すべきだと思います。

このことについても、昨年 9 月議会で、市長は公民館運営協議会や児童センター運営委員会などは公開可能だが、他はそれぞれが主体的に判断していただくもので、要綱などで定めがなければ、その都度議事に諮って決められるものと答弁されていますが、私は逆に、地方自治体における執行機関やその附属機関は、公開が原則であり、プライバシーにかかわる審議などで、秘密会の手続がとられた場合を除いては、原則公開とすべきと思いますが、このことについても市長の御見解をお伺いいたします。

三つには、委員の選出に当たっては、積極的な公募制の導入を図るべきだと思います。

これまで当局は、学識経験を有する者との区分に、一部公募員を加えられるのか、あるいは新たな区分が必要なのか、適任の判断の仕方、応募方法及び選考方法や選考審査会などについて、検討中とされてきました。具体的にどう検討してきたのか、示していただきたいと思います。市長の前向きな御所見をお伺いをいたします。

次に、個人情報保護条例の早期制定について伺います。

先ほども内藤議員からもありましたように、さきの山大工学部における入試採点集計ミス、合否判定のミスがあったわけでありますが、これが気づかれないうまま 5 年間も続けられていたという信じがたいことが明らかになりました。

1 人の受験生が、自分の入試結果の情報開示を請求したことによって、大学の重大なミスが明らかになったのであります。このように、個人情報の開示は、大学の組織的体制にもまさるチェック機能があることが証明

されたと思うのであります。もちろん、このようなミスはあってはならないことではあります、今回の受験生の情報開示によってミスが発見されたわけではあります。情報公開には、こういった機能があるということでもあります。

このことについて、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

また、市長の決断によって、市民にもそういった技能や能力を与えることができると思うのでありますが、あわせて市長のお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

個人情報保護条例については、これまで市長は、国の法律が制定される段階で、何らかの通達指導があると思われるので、それまでは個人情報保護条例をつくる考えはない、現在ある電算組織の運営にかかわる個人情報保護に関する条例と、市情報公開条例の中の個人が識別される情報は非公開とするということを守りながら、個人情報の保護に努めたいと答弁されています。

しかし、前にも申し上げておりますが、自分に関するデータが正確かどうかを見て、誤ってれば、これは訂正したいと思っても、情報公開条例では、個人が識別される情報は非公開となり、また、電算組織の運営にかかわる個人情報の保護に関する条例では、電算に記録された情報は訂正可能だが、それ以外の手作業処理による処理にかかわるデータは対象外となっているなど、極めて不十分なものであります。

同条例の第5条では、記録事項の制限が定められ、その2項で、次の各号に掲げる事項は、個人情報として電子計算組織に記録しないものとして、1号、思想信条及び宗教に関する事項、2号、人種及び特別な社会的差別の原因となる社会的な身分に関する事項、3号、犯罪に関する事項などとなっているが、これらの事項も手作業処理の場合は、収集も記録も制限されないこととなります。

したがって、今日の高度情報化社会に対応した個人情報保護条例を確立するためには、自己情報コントロール権としてのプライバシー保護の確立、個人情報収集制限の確立と、目的外使用の規制、第三者機関の設置、データセキュリティーを盛り込んだ個人情報保護条例を早期に制定すべきと思うのであります。

国の法律を待って条例をつくるというのでは、何のための地方分権かと言わざるを得ないのであります。市民1人ひとりの人権を守ると同時に、今時代が求めているのであります。

市長の明快な御所見をお伺いいたします。

次に、土壤汚染対策のあり方について、再度お伺いいたします。

寒河江駅前の土壤汚染浄化対策について、当局は、テトラクロロエチレンなどで汚染された土壤が判明したが、原因者が特定されないの、県と協議し、市で浄化対策を進めることにしたとして、現在に至っています。

ところが、原因調査報告書によると、以前その場所にあったドライクリーニング店で使用されていた溶剤が原因と推定されています。したがって、私は、営業していた当時、テトラクロロエチレンを含んだ溶剤使用の有無や、作業所の位置や解体及び埋め立て時の状況など、聞き取り調査をすべきであると指摘をしてきました。

しかし、当局はその方は平成7年に既に廃業しているとして、聞き取りもしていないと言われております。こういった当局の対応は、市民感情からしても、行政の公正さからしても、適切を欠いているのではないかと、これまでも指摘をしてまいりました。

私は、原因究明を徹底的に行い、明らかにし、その上で浄化対策などを、場合によっては行政を含む第三者が実施するという選択は、あってもいいと思っております。だが、原因究明をあいまいにすることは、分権時代を迎えた現在、百害あって一利なしであります。

さらに問題なのは、平成7年に廃業補償を受け、クリーニング業をやめ、土地の一部も市に譲渡していたはずなのに、残地に盛り土し、平成8年にクリーニング店の取り次ぎ店舗が建設されたのであります。そのために、この間土壤汚染の各種調査や浄化対策及び道路築造にも支障が出ていたわけではあります。

また、この土地は道路用地であるにもかかわらず、先月ようやく建物が解体されたものの、向かい側に取り次ぎ店舗が建設されました。これが、市の移転補償とお聞きをしています。廃業補償金をもらった方が、新た

な事業を起こして、従前地に建物を建て、それが道路にかかったために、その移転補償を寒河江市がやるというのは、誤った運用ではないかと思うのであります。

しかし、所管課では、区画整理区域内に残って引き続き事業を継続している方に対する仮店舗補償と同じだと説明されています。

しかし、私は引き続き事業を展開している方と、廃業補償をもらって事業をやめられた方では、明らかに違うと思うのであります。区画整理区域内でお店をやっておられる方の話では、店が古くなったので、誘客のために店の一部を改装をしたくても認めてもらえないのに、新たな事業を起こして、従前地に取り次ぎ店舗建設が許可されたことも不思議だし、仮換地指定地でもなく従前地に後から建てたものが道路にかかったとして、市で移転補償してくれるなどは、全く特別扱いではないかと言われているのであります。

そこでお伺いいたします。

一つは、そういったことが事実なのかどうか、そして、対応に誤りはなかったのか、また、そういった市民の声に対する市長の見解と、あわせて取り次ぎ店舗を建てたときの許可条件は、どういう内容だったのか、また、その条件が履行されているのか、明らかにしていただきたいと思えます。

二つには、県の方針で汚染原因者が特定されないが、浄化対策が必要な場合は、市町村が行うよう要請するといわれますが、この場合、土地の所有者や土地の管理者には、全く関係がないのかお伺いいたします。

三つには、これまで実施した浄化対策結果と、今後の浄化対策の方法及び7月からバス代行になるわけでありましても、それに向けて、道路築造などがどのようになされるのか、支障がないのかも含めてお伺いいたします。

四つには、将来を展望して、土壌汚染浄化に対する行政対応の一貫性を考えた場合、すべて行政で実施するというのではなく、開発行為を伴う場合は、開発行為者が実施するようにすべきではないかと思えます。今回、行政で全面的に実施をすれば、これが前例となることは明らかであります。

私は、浄化対策を実施することに異論を申すものではありません。早期に確実に浄化されることを望んでいるのであります。現在、市施行で駅前区画整理事業をやっているわけでありまますから、したがって、浄化対策費を一般会計からでなく、駅前土地区画整理事業特別会計から支出した方が、将来への整合性が保たれるのではないかと思うのであります。

このことについても、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、住宅政策についてお伺いいたします。

昨日も幼児学級のあり方をめぐって、子供の減少が話題になりました。しかし、少子化は4地区に限ったことではなく、全国的な課題でありますし、これらの地区は、子供に限らず人口も減少していることは皆さん御案内のとおりであります。

そこで、本市の人口及び世帯数を平成元年と13年で比較してみますと、人口が1,730人、4.1%ふえており、同時に世帯数も1,705世帯増加しています。ところが地区別に見ますというと、世帯数、人口ともにふえているのが、南部を含む寒河江地区が298世帯、2,320人の増加、西根地区が160世帯、207人の増加、柴橋地区が259世帯、287人の増加で、世帯、人口ともに減っているのが、高松地区の13世帯、260名の減少、醍醐地区が15世帯、175人の減少、白岩地区が56世帯、404人の減少で、三泉地区が71世帯増加しているが、人口は44人の減少で、増加する地区と減少する地区が固定し、その格差が年々拡大する傾向になっています。

人口の増加にかかわる住宅宅地政策を見てもみると、昭和40年に八幡原区画整理事業に着手して以来、幸田、仲谷地、新山、東寒河江、新山第二、落衣前の7カ所で、90万6,399平米の宅地がつくられ、12年度で65万2,469平米、72%の市街化率となっています。残りが25万3,930平米であり、公社でこれまで分譲した平均面積によって換算しますと、682区画相当が残っていることになるわけでありまます。

また、土地開発公社の宅地分譲も、昭和 46 年に西浦団地に始まって、昨年分譲開始した醍醐住宅団地まで、16 団地をつくってまいりました。宅地面積が 15 万 21 平米で、403 区画を造成してきたわけであります。残っているのは、醍醐住宅団地の 16 区画を含め、19 区画であります。

さらに今後の計画として 15 年度をめどに、開発公社のプロパー事業として、横道に 140 区画、白岩に 65 区画の分譲が計画されています。それに下釜地区の区画整理事業も予定されているわけであります。

これまでの状況を見ると、当然のことではありますが、売れるところで分譲・宅地の造成や区画整理事業を展開してまいりました。そのために、事業をやった地区では、人口は増えているものの、やらなかった地区との地域間格差は拡大する結果になっています。

こういった地域間バランスを考え、今後どのような政策をなされるのか、お聞かせをいただきたいと思いません。

土地開発公社の宅地分譲は、これまで、即完売の状況でありました。しかし、昨年分譲開始した地域的な配慮の中で取り組んでまいった醍醐住宅団地の売れ行きが鈍くなっています。価格が高いとの声があります。したがって、これからも地域的な、政策的な団地造成で、白岩住宅団地などは、地域性を考えた分譲住宅は、さらに厳しくなることが予想されることから、安く分譲するために、政策的な取り組みとして、インフラ整備は行政で取り組むことも必要でなかろうかと思うのでありますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、本市における住宅の需要見込みをどう見られているのかお伺いしたいと思います。

山形、上山両市にまたがって計画されている山形ニュータウン計画は、平成 22 年ごろまでの予定で進められているわけでありますが、1,700 戸を分譲する計画を初め、近隣市町村でもそれぞれ独自の計画が進められております。需要量の把握は、極めて難しい問題だとは思いますが、極めて重要なことと思しますので、ぜひ需要量の把握をすべきと思えますし、明らかにしていただきたいと思えます。

本市の住宅供給は、先ほども申し上げましたように、区画整理地の未宅地分、それに横道、白岩を合わせると 887 区画相当になります。それに下釜を合わせるとどの程度になるのか、1,000 区画程度になるのか、さらに民間の宅地分譲が加わるわけでありますので、その需給関係をどう見られているのか、市長の御見解をお伺いいたします。

今回の質問、少し項目多くなりましたけれども、市長の明快な答弁を期待をいたしまして、第 1 問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 答弁いたします。

まずは、委員会・審議会の問題でございます。

委員会・審議会などの情報公開でございますが、各種委員会・審議会等は、委員をもって構成される合議制の機関でございます。その目的が、政策審議やら資格審査やら、あるいは調査、施設などの運営に関するもので、幅広い分野にわたっております。その範囲内において、設置者とは独立して、その会議を運営して、意思決定を行うところの主体性、自立性というものを持っております。

審議会等の議事を進めていく上で、出席者の自由闊達な意見交換を阻害するような事態というものは回避しなくてはなりません。出席者が議事に専心できるようにしまして、審議の充実を図ることが必要であると思っています。

審議会等での会議では、今申し上げました資格審査、調査、政策審議など、その会議の内容によっては、個人が識別される情報を取り扱うことになり、審議検討を重ね、結論を導き出すものがありますので、個人のプライバシーに対する配慮や、自由闊達な意見交換のため、公開することは適当でないと考えております。

なお、審議会等の中には、施設の有効利用を図るための運営に関する事項や、事業計画等について意見をお聞きする場合などは、公開ということもあろうかと思いますが、会議自体を公開、非公開とするかどうかは、審議会等自体で判断するものと思っております。

それから、委員の公募制についてのお話ございました。

委員の委嘱等に当たりましては、設置の趣旨・目的に照らしまして、法令・条例等の選出区分に従い、公正かつ均衡のとれた構成になるよう努めているところでございます。

委員の構成につきましては、委員会・審議会等の目的に沿って、法令や条例等で職務・団体・学識経験を有する者などの選出区分が規定されておりますので、委員の選出に当たりましては、おのおの専門分野からの選出区分により選出しており、市民各層の意見を十分反映できるものと思っております。

委員の公募につきましては、当該審議会等の委員としての適任性の判断やら、応募方法等の問題もあり、検討してきたところでありますが、選出に当たっては、選考委員会の設置や選考のために応募者の履歴確認や所見、または提言書などを提出していただくことなども必要かと思っておりますし、応募者が定数に満たない場合の対応など、事務処理の繁雑さなども生じてくるところであり、また県内他市においても、公募により委員を選出している例は少なく、応募しても定数に満たない状況などもあるようでありますので、公募制の導入については、考えていないところでございます。

なお、選出区分が特定されていない審議会等委員の選出に当たっては、設置の目的に沿って知識経験や実績はもちろんのこと、公平性、中立性、利害関係などについて配慮するとともに、勤務状況等にも留意しつつ、若い人や女性の登用など、意見が十分反映できるよう、人選に心がけているところであります。

次に、個人情報保護条例のことについて申し上げたいと思います。

御案内のように、国においては昨年 10 月に個人情報保護基本法制に関する大綱というものを決定いたしました。現在開会中の第 151 回通常国会に個人情報の保護に関する法律が衆議院に提出されたところであります。

本市におきましては、提案された個人情報の保護に関する法律案と、本市の電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例、それから情報公開条例とのかかわりについて、現在勉強中でございます。法律の趣旨や国の基本方針などを十分に踏まえて、条例化に向けて進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、情報を開示することによるチェック機能についてということにつきましては、現在国において提案さ

れている、今申し上げました個人情報の保護に関する法律案にあっても、透明性の確保ということで、個人情報の取り扱いに当たっては、本人が適切に関与し得るよう配慮されなければならないと規定されております。御案内かと思えます。

したがって、個人情報はまず内容の正確性の確保が必要であろうかと思っております。その上で、個人情報の取り扱いに関して、本人が適切に関与し得るなどの確保も必要であると考えております。

なお、本市の電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例におきましては、自己の個人情報の記録内容について開示できるものであり、本人がその記録内容について訂正・削除を申請できることとしておるわけでございます。

次に、土壌浄化対策につきまして、答弁申し上げます。数多く御質問がありましたので、質問の順序とは変わるかと思えますけれども、申し上げたいと思えます。

最初に、これまでの浄化対策の結果と今後の浄化対策の方法についてでございます。

平成 12 年 3 月のボーリングによる垂直分布調査の結果や現場の状況を考慮いたしまして、最も適する方法として、県の指導・助言等を受けながら、汚染物質を強制的に吸引除去する土壌ガス吸引法による浄化対策というものを、平成 12 年 7 月から平成 13 年 3 月まで実施いたしたところでございます。

この土壌浄化対策の経過と結果について申し上げますと、ガス吸引開始後およそ 1 週間で急激に汚染物質のガス濃度が低下し、その後も緩やかな減少傾向を示し、対策日数 160 日を超えると、1 p p m 程度まで低下し、その後はほぼ横ばい状態となりました。このことから、ガス吸引というものを一定期間停止いたしまして、再吸引したときの吸引ガス濃度を測定するバッチ式による対策を 3 回行っております。

このバッチ式と申しますのは、テトラクロロエチレンなどの揮発性有機化合物が地層中において、気液平衡状態で存在するため、一定期間吸引を停止し、再吸引したときの吸引ガス濃度は地層中の残存量が多いほど高くなりますので、再吸引時のガス濃度が吸引停止時のガス濃度より高くならなければ、テトラクロロエチレンなどの残存量は少ないと言えるわけでございます。

3 回目の吸引停止時点での吸引ガス濃度は 1.1 p p m で、吸引再開時には 1.7 p p m でありましたが、2 時間後には吸引停止時の濃度付近まで低下し、翌日には 1.0 p p m まで低下しました。

浄化対策開始時、表層土壌ガス調査でガス濃度が 170 p p m あった地点が、5.7 p p m になるなど、すべての調査地点で濃度が低下しましたが、土壌汚染濃度については、環境基準値である 1 リットル中 0.01 ミリグラムを満たすまでには至りませんでした。

このようなことから、浄化対策の効果は大きくありましたが、環境基準をクリアするまでの結果とはなりませんので、ことし 5 月 1 日から 29 日まで、ガス吸引法による浄化対策を実施したところでございます。

その結果は、吸引開始時のガス濃度は 4.27 p p m、終了時は 1.04 p p m で、土壌汚染濃度は地盤から 50 センチ下で、1 リットル中 0.026 ミリグラム、地盤から 1 メートル下で、1 リットル中 0.017 ミリグラムでありました。土壌汚染濃度が環境基準値である 1 リットル中 0.01 ミリグラムを多少超える値でございました。

また、浄化対策を実施している場所と隣接した取り次ぎ店舗がある盛り土部分の土地については、道路用地として使用が予定されている場所でありますので、建物が取り壊された時点で盛り土部分を取り除いて、旧地盤で調査実施することを考えていたところであり、県と打ち合わせを行い、6 月 1 日に表層土壌ガス調査を県で実施しております。その表層土壌ガス調査を行っている現場での速報値で、高濃度の地点が確認されたことから、高濃度の地点でのボーリング調査を実施したところでございます。

浄化対策につきましては、当初、ガス吸引法による対策を考えておりましたが、県が行った表層土壌ガス調査の速報値、それからボーリング調査の速報値などから、おおよそ地下 1 メートルの粘土または粘土まじりの層に、汚染物質が付着している状態がほぼ確認できたことから、表層土壌ガス調査で高い濃度が検出された箇所の土壌の掘削処分をも視野に入れた浄化対策を講ずることが必要でないかと、県の指導助言もあり、内部で

今回の調査場所での浄化対策として最善の方法を検討した結果、高いガス濃度が検出された箇所については、おおよそ地下1メートルの粘土または粘土まじりの表層部分について掘削処分を行い、それより深い部分の層については、ガス吸引法により浄化対策を行うこととして、2カ所にガス吸引井戸を設置したところでございます。従来のガス吸引井戸1カ所と合わせまして3カ所で実施することになります。

今後のガス吸引の時期につきましては、県の指導を受けながら、吸引ガス濃度の経過等により判断していくことになろうかと思っております。

それから、汚染原因者のことのお尋ねでございますが、県の方針で汚染原因者が特定されないが、浄化対策が必要な場合は、市町村が行うよう要請すると言われるが、この場合、土地所有者や土地の管理者は全く浄化対策に関係ないのかというような御質問もあったわけでございます。

土壌及び地下水汚染の浄化対策につきましては、水質汚濁防止法第14条の3におきまして、特定事業場の設置者、相続または合併によりその地位を継承した者を含むわけでございますが、その設置者が特定事業場において、有害物質に該当する物質を含む水を地下に浸透させることにより、現に人の健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事は、その者に対し、その被害を防止するため必要な限度において、相当の期限を定めて、浄化のための措置をとることを命ずることができる旨を規定しております。

同法同条第3項で、措置命令を受けた者以外の者に対して規定しております。これは、浄化装置の設置のための場所の提供、それから機材置き場の提供、作業の出入りの承認などに対する協力でございます。直接的な汚染行為者でない、単に土地所有者などである場合などは、申し上げました土地使用等について協力をしなければならない規定となっているようでございます。

それから、開発行為の行われている区域の中で、汚染が認められた場合は、開発行為者が負担する方法をとるべきではないかという質問もありましたが、3月議会の一般質問でもお答えいたしておりますが、原因者が特定できない場合における浄化対策実施者については、法の規定がないわけでありますから、県の取扱方針に基づいて市が対応していくべきでないかと考えております。

また、浄化対策費用というものを駅前中心市街地の整備特別会計から支出すべきでないかというようなお尋ねもありましたが、行政には公害の防止に努め、住民の健康を保護する責務があるわけでございまして、地域に密着した市町村の責務は大きいと考えております。浄化対策というものを市が行うべき法の規定はありませんが、県の要請もあり、このまま放置することはできないと判断したものであり、一般会計に予算措置し、議会の議決を受け、浄化対策事業を進めているところでございます。

それから、7月からJR左沢線がバス代行に切りかわるわけでございますけれども、それとの関係の御質問もあったようでございます。

JR左沢線バス代行輸送につきましては、御案内のように、この7月2日から平成14年2月中旬まで実施することについて、市報等でお知らせをしてくれているところでございます。JR左沢線の利用者の多くは、通勤・通学者となっておりますのでございまして、朝方、夕方に集中しております。このことから、特に朝方の通勤・通学時間帯には、バスの代行台数も多くなり、道路上への駐車となれば、渋滞が考えられるため、区画道路1号線については、バスの待機所及びバス回しのための利用を考えているところでございます。

道路築造につきましては、土壌汚染浄化対策が続けられるように施工してまいります。具体的には、道路の下になるガス吸引井戸から、公園予定地まで、ガス吸引管を3本配管し、ガス吸引による浄化対策を行ってまいります。

また、当該路線には、現在既存の建物が2棟あるわけでございますが、それら建物にかからないところは、舗装までの道路築造を行い、建物のあるところについては、暫定的に仮舗装を行い、7月2日までにはバスが通れるようにしてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、前土地所有者と廃業補償金云々の話がございました。

御質問の土地所有者は、一部土地を施行地区内に残し、地区外に移転したいということから、平成7年度に建物等物件移転補償契約及び土地売買契約を締結しております。その後、一部残した土地に、仮設住居及び仮設店舗を建てたいとの申し出があり、土地区画整理法第76条第1項、事業計画の決定の公告の日から、換地処分のある日まで、施行地区内において、土地区画整理事業の支障となる建築物等の新築を行おうとする者は、都道府県知事の認可を受けなければならないの規定により、平成8年2月20日に、同法第76条第1項の規定によるところの許可申請がなされております。

この時点で、いわゆる8年2月時点で、土壤汚染については明らかでなかったことと、このような土壤汚染が出てくることは想定も、考えもしなかったのであります。また、区画道路第1号線の路線計画についても、構想もない状況でありました。さらには、仮換地の指定及び仮換地先への移転までには、ある程度の期間が予測されました。

このことから、土地区画整理法第76条第3項「第1項において許可をする場合において、土地区画整理事業施行のため必要があると認められるときは許可に条件を付することができる」の規定に基づきまして、仮設住居及び仮設店舗の建築に当たっては、事業施行上支障を来す場合は、施行者の指示に従い、速やかにみずからの費用で建築物等の除去を行うことと条件を付して許可したものでございます。

今回、市の補償で移転したのではないかというような御質問もありましたが、このことにつきましては、従前地一部残した土地が、道路築造工事によって使用できなくなることと、仮換地、この仮換地先は、現JAさがえ支所用地内でございますが、この仮換地先に建物があり、まだ建物があるわけでございますので、使用できないことから、市が仮設の住居、店舗をプレハブで建築し、その建物に暫定的に移転をお願いしたものでございます。

なお、仮設の住居及び店舗の建築許可条件により、土地所有者が建築した仮設の住居及び店舗の除却は、みずからの費用で行うことになっております。また、今回市が建築した仮設住居・店舗から仮換地先への移転については、みずからの費用で移転していただくこととなります。

それから、現在のプレハブで建てておる場所は、工事に支障のない場所に建っております。

以上のことから、今回の移転等につきましては、適正であると考えております。

次に、住宅政策についてお答え申し上げます。

平成8年度に策定しました第4次振興計画の中では、優良な宅地の供給について、生活様式の変化、価値観の多様化、高齢化社会の進展から、人と環境に優しい居住空間の確保と、住宅地の整備が必要であり、その供給を促進するため、土地区画整理事業や土地開発公社などを積極的に活用いたしまして、あわせて開発指導要綱により、民間宅地開発を誘導していくこととしております。

また、平成10年度に策定しました都市計画マスタープランでは、将来人口フレームというものを平成37年度目標で5万1,000人と設定し、その将来増加人口の受け皿としまして、必要に応じ用途地域を拡大し、既成市街地周辺に新市街地を形成し、郊外部では集落を中心に良好な住宅地の形成と、都市施設の整備を促進していくことにしております。開発行為に際し、秩序ある整備の誘導を図るため、都市計画区域の拡大を行っていくことにしております。

これらを基本的な指針といたしまして、これまで新市街地の受け皿として土地区画整理事業による面的整備を行い、土地開発公社による宅地開発事業を促進するなどの宅地供給対策を行ってきているところでございます。

御案内のように、本市の土地区画整理事業は、昭和40年に市が施行した八幡原地区を始めとしまして、仲谷地地区を行い、そのほか組合施行といたしましては、幸田地区、新山地区、東寒河江地区、新山第二地区、落衣前地区で事業を行い、事業実施面積は約123ヘクタールとなっております。

土地区画整理事業地全体の市街化率は、平成 13 年 4 月 1 日現在で約 73%程度であろうと思っております。市内外からの転居や公共事業による移転者等により、宅地化が進んでいるところでございます。

また、土地開発公社によるところの宅地造成事業につきましては、昭和 46 年以来、16 地区の住宅団地を造成分譲し、宅地の供給を図ってまいったところでございます。

本市の宅地需要の数値的な見込みであります。このたび策定しました国土利用計画（寒河江市計画）の中で、10 年後の平成 22 年度を目標年度としまして、その計画人口というものを 4 万 8,000 人と設定しております。向こう 5 年後の中間年次、平成 17 年度における世帯数については 1 万 2,800 世帯、最終年次の平成 22 年度の世帯数は、1 万 3,500 世帯と推計しているところでございます。この推計に当たりましては、過去の国勢調査数値をもとに、今後の傾向動向線を近似式により求め、算出したものでございます。

平成 12 年度末における世帯数は、1 万 1,723 世帯でありますので、平成 17 年度末では約 1,100 世帯、平成 22 年度末では約 2,100 世帯の増加を見込んでいるところでございます。

このように、将来世帯数を推計した場合、既に完了した土地区画整理事業の空き地率を勘案しても、まだまだ不足する状況にあるかと思えます。このため、新たに仮称下釜・西根木の下地区土地区画整理事業を立ち上げようとしているところでございます。

想定事業区域約 14 ヘクタール内の区画数を約 300 区画程度と考えており、市街化率 70%としましても、210 戸。本地域の用途地域指定が準工業地域、第 1 種住居地域であることから、店舗・医院など、居住地域に必要な建物も建築されることが予想され、一般住宅としましては、約 150 戸から 160 戸と見込まれるところであります。

それから、土地開発公社で進められております横道地区の 140 戸、白岩地区の 65 戸の宅地分譲も計画しているところでございます。

今後の宅地需要者の居住ニーズは、居住サービスの質、家族ニーズの多様化によるライフサイクルに応じた買い替え・住み替えによって、多様な居住ニーズを満たそうとする人々がふえ、また価値観・人生観の多様化の中で、自然との触れ合いなどによる居住水準の向上という、質的な改善を伴う住みかえ需要が中心となる傾向が予想されるものであります。

市内の宅地需要につきましては、道路やライフラインなどの都市施設の充実と学校・医院等の厚生福利の利便性を高めながら、需要者のニーズを的確につかみ、供給する宅地が固有性を持ち得るように企画し、場合によりましては、首都圏までターゲットを拡げ、例えばふるさと寒河江会を通じて、出身者が晩年は故郷で住みたいという方もおられるようでありますので、広く積極的に宣伝活動も行うことで、市内における宅地の需要は相当数見込み、新たな需要を掘り起こすことも可能と考えられるものでございます。

市全体の宅地需要の見込みについては、将来の計画人口フレーム実現のために、宅地需要の動向を的確にとらえ、社会情勢の変化に即時的に対応しながら、長期的な展望に立ったまちづくりとしての土地区画整理事業を実施するとともに、宅地需要に即応できる土地開発公社や、民間デベロッパーによる宅地分譲も組み合わせ、今後とも市内全域の発展を図りながら施策を講じてまいりたい考えであります。

それから、御質問の中にもありましたけれども、市内の人口動向を見ますと、寒河江地区、南部地区、柴橋地区においては増加傾向にございますが、三泉地区は横ばい傾向であるのに対し、高松、白岩、醍醐地区については減少傾向になっております。

現在の周辺集落地区の状況を見ますと、以前に比べ、さらに主要幹線道路も整備されてきておりまして、市街地の買い物、通勤においても不便を来さない状況にあり、かつすぐれた景観とともに、田園都市ならではののどかな居住環境ができあがり、居住利便性も高くなってきているものと考えております。

これまで、市街地内には主として土地区画整理事業を導入し、周辺集落においては、主として土地開発公社による宅地造成を行ってまいりました。具体的に申し上げますと、柴橋の金谷住宅団地、白岩の住宅団地、陵

西の住宅団地、島北住宅団地、三泉住宅団地、醍醐住宅団地などで行ってきたところでございます。白岩地区においても、現在事業を進めているところでございます。

また新たに住宅地を取得しようとする方が、土地選定する際のポイントとなる要件を考えてみた場合、いわゆる地方公共団体の魅力だろうと思いますし、それから二つ目は道路等の交通アクセスだろうと思いますし、三番目には教育・福祉・医療・商業施設などの配置状況ではなかろうかと。そしてまた、四番目には工業団地等の就業環境だろうと思いますし、そしてゆとりと安らぎが得られる自然環境と、これらが挙げられると思います。

今後の開発に当たりましては、土地を取得される方が満足していただける土地条件というものを兼ね備えた地域において、開発を進めていくべきだと考えております。

以上でございます。

佐藤 清議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 どうも丁寧に答弁いただきまして、ありがとうございました。

項目が多いので、今の答弁でもいろいろお尋ねしたい点あるんですが、全体的になると、総花的になるので、少し絞って質問させていただきながら、残りの部分については、会議録が出てきた段階で、改めて見て、次の機会にでもさせていただきたいというふうに思います。

それで、何点かについて、2問に入らせていただきたいと思います。

一つは、委員会・審議会の関係で、それは前回の答弁でもそういうふうになっていたのですが、繰り返しの部分はいいですが、それを受けて私は今回質問したつもりなんです。

というのは、附属機関というのは、市の情報公開条例が適用するんですかと、端的に聞いているんです。運営委員がどうこうというのは、まだわかるんですが、適用するのかもしれないのか、このことを今回は聞いているんです。過去に聞いたのと同じ答弁の繰り返しですので、それを受けて再度私今回聞いていますので、適用するのかもしれないのか、端的にお答えをいただきたいと思います。

それから、委員会の会議の公開も、その都度委員会に上がって、それぞれの委員会がきちっと審議するんだというふうに言われるわけでありましてけれども、この委員会自体が地方自治法の 202 条の 3 に基づいて設置されているものというふうになれば、公開が原則なのではないかというふうに思うんです。公開が原則。

そして、それぞれの委員会などで、案件によっては非公開というふうにするというのがあるわけですから、そういう場合には当然非公開というふうになると思いますけれども、原則的には公開じゃないですかということをお尋ねをしているので、端的にお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、個人情報保護条例の関係でありますけれども、今までと同じ、国の動向を見てというふうなことではあります。前段のきょうの質問にもありましたように、さまざまな部分で、市でも運用の部分でやっているわけですね。

例えば、介護保険の介護度認定、この関係なども、本人や家族には教えますというふうになっているわけですね、した結果。ところが、それも規則や要綱を定めてやっているんですかということ、ない。これだって個人情報ですからね。もちろん、電算に入ったやつであれば、電算の方の保護条例の方で出してくれと行ってやりとりできます。しかし、手作業で書いているファイル化ただされている情報というのは、電算のものは適用しません、条例上は。そして、情報公開条例からすれば、個人データは非公開なんです。しかし、現実に既にやっている。

あるいは今度は病院でも、カルテの検討委員会をつくりながら、開示できるようにしてきた。個人情報であっても部分的に見せるようにしてきた。検討されている。

今の二つの条例ではできないんですよ。

したがって、そういうものをもスムーズにしていくために、条例的なバックボーンを要綱や何か、運用上するものを検討するためにも、条例としてつくっていく必要があるんじゃないですかということを私は言っているんです。

したがって、今のような状況では、教育委員会だって、指導要録の開示についても検討したい、病院のカルテについても原則開示というようなことで検討したいといったって、今の情報公開条例からすればだめなんです。

もちろん、だめというのは、これも条例上は非公開とすることができるということなんですけれども、情報公開条例の第 6 条というのは。しかし、それを盾にとって個人が識別されるものはだめです、だめです、だめですと、いろいろなところで言っているわけです。そこに矛盾があります。その矛盾をなくするために、個人情報保護条例というものをきちっとつくるべきじゃないですかということを私は言っているんです。

今の電算のやつは、電算に組み込まれたデータきり対象になりません。ファイル化されて、ただ手書きであるものはだめなんです。だめなんだけれども、例えば教育委員会や病院では、そこを検討すると。検討する一つのバックボーンになる条例や何かはないというふうなことでありますので、今既にそういう、病院でも教育委員会でも検討に入っているわけですから、それを支える条例を見直しをしていく必要があるんじゃないですか。

国の法律ができて、各自治体でやりなさいとやってからやるという、そんな愚ではないでしょうということですよ。佐藤誠六市長さんは、もっともっと進んでいるでしょうということですよ。

したがって、そういう問題提起をしていますので、その部分を、何と言うか余りはぐらかさないでくださいよ。言っている趣旨をぜひ受けとめていただいて、そして教育委員会や病院でも、本当に前向きに検討できる下地を、我々議会では条例をつくれる、条例を審査するという立場にあるわけですから、議員としてそういう問題提起をさせていただいている。ぜひその点を市長にも受けとめていただきたい、こう思います。

それから、駅前の土壤汚染と建物の関係ですが、私そういうふうにも言われても、なかなか先ほどの説明、前にも事務当局から説明受けました。しかし理解できない。

区画整理区域の中で店をやっていた人が廃業補償でお金をもらって、住居も別のところに移るということで、住居は既に解体して、それをみな精算して、金で、そして行った。ところが、一部残地が残った、この残地に再度店舗と住居とを建てたいと、こういうふうなことで平成8年2月20日に建築確認申請が出された。区画整理区域の中ですよ。そして、それは今後の区画整理事業を進めていく上で支障があるときには、今建てた人の自費で取り除きますよという条件つきだと言っているわけです。

そうしたならば、その時点では区画整理区域の中で道路来るか来ないかわからない。その場所が、今度は道路になったと。道路になったとすれば、当然その工事進めていくのに邪魔にならないように撤去しなければならないでしょう。行くところないから、市で今度また補償金を出してというのは、これはまずおかしいと。

それから、一たんやめた人が、新たな事業、これまで土壤汚染のことでクリーニング屋さんでないかと言ったら、平成7年に廃業しているから、もうこの人にはそういう責任はないんだと、こういうふうに言っています。これは別人格でしている。

ただ、ここの今度取次店をしているわけですから、今度貸店舗業ですね、新たな業として、そんなものを区画整理の中でおれが従前の土地所有者だからといって、新たな事業を起こすなんてことは、認められるんですか。たとえ認めたにしたら、それは工事をしていく際に邪魔になるとときには、自費で撤去するというようなことがあるわけですから。

ところが、今回自費でなくて市で移している。この時点では、2月20日の段階では、ここに道路来るか来ないんだかわからないというから店舗建てていたというのはね。区画整理事業の中で、路線がまだ流動的だとすれば、路線が決まった段階で移してください、それは自分で、自費で建物を除去するというのは、建築確認申請が出されて条件出したときの、支障がある場合にはみずからの費用で建物を除去するという、これに当てはまると思うんです。こういうことが大丈夫なんだということ自体、私理解できません。

したがって、こういう運用について、監査委員は、どういうお考えなのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。そういう運用の仕方、先ほどの当局の答弁についてどうなのか、先ほどのやりとりを聞いての監査委員の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、一つだけ言っておきますが、宅地造成とか人口フレームの関係で、こういうふうなことで寒河江市をふやしていく計画があるんだけれども、やはりこれまでは売れるところにどんどんして、人が来てもらえるところにした方が、やはり寒河江市全体の人口をふやすためには、条件の良いところに宅地をつくっていった方が、寒河江市の人口としてはふえると思う。しかし、その結果がきのうも議論になったように、幼児学級の廃止をしなければならないような問題がでてきている。

したがって、ここが行政で事業を進めていく上での分岐点というか、極めて、市全体の人口をふやすためには、より可能性のあるところに住宅をつくっていく。これはふえるわけです。しかし、結果的に、地区間アンバランスがさらに拡大する。今までも人口も流動的、寒河江市側の人口も流動的、こういう問題がある。

したがって、そうでなくて、そういう地域間バランスもやはり組み合わせていかななくては。これは、政策的な課題なんです、どちらをとるかというのは。極めて重要なことだと。そういう意味で私は問題提起しているのです。そうしてやっていくというと、民間や何かというのは、やはり売れるところというふうになるわけですから、公的な形の中で、地域間の均衡ある発展をするために、そういう施策を講じなければいけない。

これまでもやってきたけれども、今回ずっとやってる中で、開発公社のプロパー事業、今まで順調に行っただけけれども、大分、なかなか売れ行きというのは大変になったという。これまでにない現象です。そして、私どもも開発公社の理事させてもらって、いろいろなところに視察してきて、よその開発公社では、もう宅地どんどんつくったけれども売れなくて、大変な状況も見させていただきました。

したがってそういうふうなことからすれば、それならばここいらにはしないという、だんだん人口の減少する地域がますますふえていく。つくるけれども売れない、こりゃ大変というふうな現象がありますので、ぜひ政策的な形で、インフラ整備などを考える必要があるのではないかというふうなことも、1問目で申し上げたんですが、これはみんな考えなければならぬ私課題だというふうに思うんです。

したがって、ぜひ今、市長、見解あれば出していただきたいし、すぐ今ここで結論、こうだこうだというのではなくて、そういう必要性を受けとめていただいて、これは議会も当局も一緒になって、将来的に考えていただきたいということで申し上げたいと思います。

そうでないと、白岩で今回住宅団地をつくった場合、逆にまた、きのう話になった田代や幸生というのがあります。ますます減少するのかなという心配が私にはあります。したがって、白岩に65戸の団地をつくるとなれば、幸生や田代にそれなりの手だてをしていかないというと、もっと下がって、こっちに寄ってくるという、こういう現象が起きかねないと思っているんです。

きのうも話あったようですが、幼児学級だけじゃなくて、今度は小学校にもそういう問題が出てくるんだろうと、全体的に人口が減っていけばという話もあります。放置すれば、私そういうふうになると思うんです。

地域の人々の自助努力だけではもうやりきれない問題だというふうに思いますので、それじゃ具体的にどうするかというので、これはやはり例えば、下水道整備はあそこを集落排水でやることになっておるわけですから、集落排水で幸生とか田代は早くすると、どんどん下がって、人が少なくなってからじゃだめなんですよ。これを早く、もしできたら「町場よりもおらだの地域山手だけれども、こういう良い条件あるんだ」というふうに、そこに住む人たちが自信を持てるというか、誇りを持てるような、こういう土地政策なども展開することなども、一つとしては必要なのかなというふうに思っていますので、これは一つの問題提起として申し上げておきますので、受けとめておいていただきたい。このことについても、見解をお聞かせをいただきたいと思います。

あと、もっといっぱいあるんですが、ここで2問にさせておいていただきたいと思います。

佐藤 清議長 川越議員に申し上げます。

一般質問は、通告制をとっております。答弁者は市長以外に求めることは、御遠慮願いたいと思います。そのことを踏まえ、当局からの答弁を求めます。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 たくさんありましたけれども、答弁いたします。

附属機関に適用するかどうかというのは、これは情報公開条例は適用すると思います。法的根拠は、私はちょっとわかりませんが、現在の私の頭では適用すると思っています。

それから、委員会等につきましては、これは先ほど申し上げましたように、委員会自体で判断すべきものだろうと、こう思っております。

それから、個人情報でございますが、これは法律案が出たわけでございますので、先ほど答弁申し上げましたように、個人情報条例とそれから電子計算条例と情報公開条例と、その3つをどうしていくかと、こういうようなことを重ね合わせて検討しておると、こういうことを先ほど申し上げたとおりでございます。前と同じではございません。

それから、電算の方は、これは先ほど申し上げましたように、電算の情報は開示できると、先ほど答弁したとおりでございます。手作業云々というのは、これは何をおっしゃっているのかちょっと私も理解できませんので、御質問の意味がわかりません。

それから、駅前のことには、先ほど詳しく申し上げましたので、答弁内容というものを後刻よく御吟味の上、議論していただくようお願いいたします。適正にしておるところでございますので、よろしく申し上げます。

それから、住宅の問題でございますけれども、先ほど申し上げましたような観点から、そしてまた政策的な視点からこれまでもやってきたし、今もやっておるわけでございますので、その辺は御理解いただけるのではなかろうかと、このように思います。

以上です。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 議長さんをどうこう言うつもりはありませんが、先ほどは助役答弁しているんです。内藤議員の質問の中で。通告は市長、教育委員長。それはどういう判断で議長が、市長の補佐ということで助役はしたのか。監査委員は別人格だということなのかというふうなことで。それから、過去にもそういうふうな形で、寒河江の議会の中では聞いている。私自身も聞いて、答えていただいた経過もあります。もちろん、そのときには、佐藤議長も議員として議場に同席をしていました。

ということで、いいか悪いかでなくて、そういうことがあったということだけを申し上げておきます。

それから、先ほど内藤議員の質問でも、私ども議会としても、議会から選出される委員の構成や何かについて、いろいろ改善をしてきたと、その際に、会派代表者会議やあるいは全員協議会、懇談会などで積み上げをしてきたわけでありましたが、議運などで積み上げをし、当局ともすり合わせをしながらやってきたわけですが、そこで、議員というのは市民から公選で選ばれた人たちが、それぞれの委員会に入っていると、こういう形になっておったのですが、それが、これからできるだけ広く市民の人というのであれば、公選で選ばれた議員は、先ほど私が申し上げましたように議会選出の委員がゼロになった委員会がいっぱいある。しかし、そうした場合に、市長が任命したり委嘱したりという、そういう人だけでなく、首長が委嘱したという、そういう人だけの構成になって、住民から公選で選ばれた議員が入っていないという形になるわけですから、情報公開をやはり積極的にすべきだということがありまして、そういうものが当局とのすり合わせの際にもなっている。

先ほど助役や市長は、ないというふうに言われたので、私どきっとしたんですが、そういう私どものすり合わせしてきた、私は直接当局とその時点では話、何もしていませんが、三役の方からは、議会も随分改革したんだね、人数も変わったんだね、情報の公開を進めるようになっていたね、こういう話を聞いているんです。それから、このことについては、事前に助役とも、その資料も、私ども議会の中で、会派代表者会議や議運などをくぐってきた資料を持って行って見せて、話もしている。

極めて議会と執行部との信頼関係の、議員の方は全部おりて、両方で話して、何と云うか、つまみ食いというか、トンビに油揚げというのがいいのかわかりませんが、極めてその辺は、両方の信頼関係の中でまずいなというふうに先ほどのやりとりを聞いておって感じました。

この点について、改めて、市長に本当に伝わっていなかったのかという問題もあります。しかし、助役と私は話しています。収入役の方から話聞いています。極めて私は問題だと思う。

そういうところをきちっとやっていくことが、車の両輪、車の両輪とあなた方はおっしゃる、私どもも対等の関係でいかなねというふうに思っている。そういうことで培われるものというふうに思います。この点についても、改めて御見解を 3 名の方からお聞かせをいただきたいと思います。三役の方から、それぞれ。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 委員会の選任、特に議員の選任について、そしてまた人数を減らすというふうなことについて、情報公開を条件としてとか、あるいは引きかえに減らしたというような言い分でございますけれども、それはちょっとおかしいのではないかと、今聞いて初めておかしいと私は思いますが。

そして、委員の選任というものは、情報公開との関連で云々されるものでしょうか。それは疑問でございます。議員たちの言い回しは、そういう物の言い方をしますとどうもおかしいと、こう私は思います。

佐藤 清議長 収入役。

渋谷勝吉収入役 ただいまの御答弁に収入役からも聞いているというふうなお話でございますけれども、何を指してそうおっしゃるのか、私は見当つきません。

佐藤 清議長 暫時休憩いたします。

再開は午後 3 時といたします。

休 憩 午後 2 時 4 5 分

再 開 午後 3 時 0 0 分

佐藤 清議長 会議を開きます。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 2、議第 52 号から日程第 4、議会案第 3 号までの 3 案件を一括議題といたします。

## 議案の説明

佐藤 清議長 日程第 5、議案の説明であります。

最初に議第 52 号及び議第 53 号について、市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、議第 52 号平成 13 年度寒河江市一般会計補正予算(第 2 号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、投票管理者等の報酬額改定に伴う所要額 3 万 8,000 円を追加計上するものであり、その結果歳入歳出予算の総額は 149 億 7,843 万 7,000 円となるものであります。

次に、議第 53 号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されまして、投票管理者、投票立会人、開票管理者、選挙長、開票立会人及び選挙立会人の報酬の額が改定されたことに伴い、本市の選挙関係特別職の報酬額について改定しようとするものであります。

以上、2 議案について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

佐藤 清議長 次に、議会案第 3 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 私は、5 名の同僚議員の賛同者を得て、寒河江市介護保険条例の一部を改正する条例を提案いたします。

以下、その理由を申し上げます。

介護保険がスタートして 1 年が経過をしています。この介護保険をめぐっては、介護認定問題など、さまざまな問題が山積しておりますが、最大の問題は、この新しい制度のもとで真に介護を必要とする高齢者がその負担の重さから十分なサービスを受けられずにいるということであり、

朝日新聞が、3 月に実施した全国調査によりますと、全国の市町村の 7 割が 2000 年度の給付実績が予算額を下回るという実態を明らかにして、とりわけその中で在宅サービスの利用が低調であるということを指摘しています。本市の場合も、認定者のうちの利用している人たちは約 8 割であります。一方利用限度額に対する割合は、30%台をずっと低迷しています。朝日の調査でも、介護サービスが予想に反して利用されていない、この最大の理由として、市町村の介護担当者のアンケートでは、自己負担を苦にして利用を抑制しているという回答が 6 割を超えているという実態を明らかにしています。

そうした現状を踏まえれば、介護保険を生きた制度として存続させていくための、そのキーポイントは低所得者対策をしっかりと確立をして、保険料や利用料を余り気にせず介護サービスを受けられるようにすることが大事だということであり、

特に皆さん御承知のように、本市の高齢者の 8 割が、いわゆる住民税の非課税者であります。住民税が非課税だということは、生活費分しか所得がない、こういう人たちを指すのであります。ましてや、ことしの 10 月から 1 年半の経過措置が過ぎて、満額賦課が始まります。一段と負担が強化されるということであり、

私は、今回の条例改正で、当面所得段階の 1 段階と 2 段階に認定された方々の保険料の減免を実現をして、少しでも介護サービスを受けやすい環境をつくるべきだという立場から、今回の提案に至りました。

今、この問題は全国的に広がりを見せております。利用料の減免措置をとった自治体は、全国自治体数の 2 割を超える 582 自治体になっており、保険料の減免についてもあるいは助成措置についても 308、1 割程度になっています。

以上、同僚議員の皆さんには、高齢者をとりまく厳しい状況を理解されて、全国的な保険料・利用料減免の流れをも踏まえて、可決してくださいますようお願いをして、提案の趣旨説明といたします。

## 質 疑

佐藤 清議長 日程第 6、これより質疑に入ります。

議第 52 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 53 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議会案第 3 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで、質疑を終結いたします。

## 委員会付託

佐藤 清議長 日程第 7、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

### 委員会付託案件表（その 2）

委員会	付託案件
総務委員会	議第 5 3 号
厚生委員会	議案第 3 号
予算特別委員会	議第 5 2 号

散 会 午後 3 時 0 7 分

佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。